

第百四十七回国会 衆議院 外務委員会 議 録 第一二 号

平成十二年三月二十二日(水曜日)

午前九時五十分開議

出席委員

委員長 井奥 貞雄君

理事 伊藤 公介君 理事 河野 太郎君

理事 鈴木 宗男君 理事 森山 眞弓君

理事 玄葉光一郎君 理事 藤田 幸久君

理事 赤松 正雄君 理事 二見 伸明君

理事 飯島 忠義君 理事 今村 雅弘君

理事 小川 元君 理事 嘉数 知賢君

理事 川崎 二郎君 理事 木村 勉君

理事 櫻内 義雄君 理事 下地 幹郎君

理事 戸井田 徹君 理事 山口 泰明君

理事 山中 輝子君 理事 伊藤 英成君

理事 上原 康助君 理事 古川 元久君

理事 坂口 力君 理事 丸谷 佳織君

理事 東 祥三君 理事 井上 一成君

理事 古堅 実吉君 理事 松本 善明君

理事 伊藤 茂君

外務大臣 河野 洋平君

外務政務次官 東 祥三君

外務政務次官 山本 一太君

政府参考人 (防衛庁運用局長) 柳澤 協二君

政府参考人 (防衛施設庁長官) 大森 敬治君

政府参考人 (運輸省航空局長) 岩村 敬君

外務委員会専門員 黒川 祐次君

委員の異動

三月二十二日

辞任

阪上 善秀君

川内 博史君

補欠選任

今村 雅弘君

古川 元久君

同日

辞任

今村 雅弘君

古川 元久君

補欠選任

阪上 善秀君

川内 博史君

三月二十一日

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

は本委員会に付託された。

三月二十二日

普天間基地の無条件返還等に関する陳情書(東京都日野市百草九七一古荘斗糸子)(第九二号)

は本委員会に参考送付された。

本日(の)会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

国際情勢に関する件

○井奥委員長 これより会議を開きます。

国際情勢に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として、委員松本善明君の質疑に際し、防衛庁運用局長柳澤協二君、防衛施設庁長官大森敬治君及び運輸省航空局長岩村敬君の出席を、また、委員上原康助君の質疑に際し、運輸省航空局長岩村敬君の出席を求め、それぞれ説明を聴取したいと存じます。

が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井奥委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○井奥委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。河野太郎君。

○河野(太)委員 自由民主党の河野太郎でございます。

台湾の總統選挙がございました。これから新總統が就任されるまでいろいろなことが起こるのではないかと、一つボタンをかけ違ふとそれが大変なことにつながるかねないのではないかと、そういう認識のもと、山本政務次官に質問をさせていただきます。

先般、アメリカの國務省の高官にお目にかかりました折に、アメリカの国連に対する行動にやや私は疑義を持っています、そういう話をいたしました。安保理に持ち込む案件と、安保理が否決をするのが見えている場合には安保理に持っていくか、NATOへ持っていく、その場その場で案件を持っていく場を要するといふのはいかがなものか、そういう質問をいたしましたところ、その米國政府高官は極めて明快に、そのおまえの指摘は正しいが、それはそれとおりではないか、否決されるのがわかっているものを安保理に持っていく必要がどこにあるんだ、そういう発言がございました。

私は、そういうアメリカの、安保理を都合のいいときだけに使うという行動は、国連の權威あるいは安保理決議の正当性をゆがめることにつながるのではないかと思います。それについて、国連問題に非常に積極的に取り組まれている山本政務次官の御見解をお伺いしたいと思います。

○山本(一)政務次官 今河野委員御指摘の話でございますが、今の発言というのは仮定の事態の話ということで、なかなかお答えしにくいところ

もあるのですけれども、昨年のコソボ危機などに見られますように、国連を初めとするさまざまな対応が議論されたわけでございますが、國際の平和と安全に非常な責任を持つ安保理の機能、その重要性というものはこれからも失われることがないと思っておりますし、アメリカにとっても、国連重視という政策は一貫しているのではないかと、このように考えております。

○河野(太)委員 私の質問は仮定でも何でもなく、アメリカの政府高官が実際にそういう発言をしたのを聞いての質問でございますし、その発言内容の要旨に關しましては、私は、政務次官も報告が上がつて御存じのはずである、そういうものと質問をしているわけでございますので、仮定の議論ではございません。

もっと具体的なことを申し上げますと、この政府高官は、台湾危機に当たってはという例を出されました。台湾危機に当たっては、アメリカは安保理の決議を求めない、彼はそう発言をしているわけでございます。これは仮定でもなくて、そういう発言が実際になされました。その場、外務省の國連の担当の課長さんもしらっしゃって、聞いていたように私は思うわけでございますが、中国が拒否権を行使することが間違いない以上、アメリカは国連安保理に台湾危機に当たっては案件を上げることではない、日米兩國で協議をして対応を決めるんだ、そういう発言がございました。これは日本政府の了解と一致している、そう考えてよろしゅうございますか。

○山本(一)政務次官 今の河野委員の台湾危機という言葉でございますけれども、これはあくまでも全く仮定の状況でございます、こゝろは仮定の状況について具体的にコメントするというのは極めて難しいというふうに考えております。そういうことを想定するということ自体もなかなか難

しいことでございます。

政府高官の語については、正式な場で言われたものかどうか、ちょっとよくは存じ上げておりませんけれども、今の御質問は、台湾の問題というのはまさに仮定の状況に対することであって、これについて具体的にお答えするということは差し控えていただきたいと思います。

○河野(太)委員 今の日本が台湾で何か起こる場合にどう対応するかというのを想定せずに外交をやっているとすれば、今の外交責任者は総じて辞表を出さなければならぬと思います。これは仮定でも何でもありません、現に起こり得る話でございます。

そして、私が今伺っているのは、仮定の話でも何でもなくて、アメリカの政府高官が実際に言われた発言についての質問でございます。外務省の関係者の方もその場にいらして聞いていた話に対する質問でございます。きちっとお答えをいただきたいと思ひます。

○山本(一)政務次官 同にお答えを盟友の河野委員にすることは大変やりづらいのですけれども、これはあくまでも仮定の事態ということで、その仮定の事態に対して日本政府が云々する、具体的な話をするということは、いろいろな意味において不適切だということに私は考えております。

先ほど、日米が協議をするのかというお話がこの台湾についてございました。あえて申し上げるならば、我が国は、日米安保条約に基づき、施設・区域の使用を認めている、米軍の一定の行動に對しては、これが我が国の意思に反して行われることのないよう事前協議を義務づけているということでございます。事前協議制度というものは、米軍が一定の行動をとろうとする場合に事前に我が国に対して協議を行わなければならない、こういうことを義務づけておりますので、さっきの協議という話がございましたが、こちらから米側に対して事前協議を行うという性格のものではないというところは申し上げたいと思ひます。

○河野(太)委員 アメリカの政府高官が、台湾で

有事が起こった際には国連の安保理決議を求めず、日米両国間で協議をすると言言したのは、仮定でも何でもございませぬ。どこが仮定の問題なんでしょうか。

○山本(一)政務次官 その台湾の事態がまさに仮定の状況だと思ひます。こういう事態が起こると推定されるとか、あるいは仮定の状況について日本政府がこういう行動をとる、こういうことを申し上げることは差し控えていただきたいと思います。こういうふうに申し上げておられるわけでございます。

○河野(太)委員 アメリカの政府高官が与党議員に對してそういう発言をしている以上、外務省はこれを肯定するのか否定するのかしななければ、この外務委員会での外交の審議の先が統かないではありませぬか。どういふお答えをされるのか、仮定の問題ではなく、きちんとお答えをいただきたいと思ひます。

○東政務次官 河野委員の御指摘の角度それ自体はわかるのですが、そもそも河野委員を初め与党の議員の皆さん方と、河野委員が言われている国務省の政府高官との懇談会の席上、政府高官が言われたことに對して、政府としてどのようなコメントをするかということに関しては、一切言うべき内容のものではない、このように思ひます。

台湾海峡の問題、そしてまた台湾をめぐる問題については、御案内のとおり、選挙があつて新たなリーダーが決められて、そういう状況の中で、台湾をめぐる問題が、台湾そしてまた中国、海峡兩岸の直接の当事者間の話し合いを通じて平和的に解決されることを強く希望する、これが日本政府の立場です。したがって、今河野委員が言われている点は、それとは別の選択肢の場合どうするかというお話でございます。今日本の立場としてはそういう前提に立っていないということですから、それについて今とやかく言う問題ではない、このように思ひます。

○河野(太)委員 そうすると何ですか、日本政府は台湾で何か起こらないことを祈りながら外交を

やっている、起こってしまったときは全く想定していない、そういうことでよろしいんですか。

○東政務次官 今、日本政府が、台湾をめぐる問題、兩岸関係の問題についてどういふスタンスであるかということが重要でありまして、今河野委員が言われるとおり、もしそういう事態でない場合どうするかというところは、また別問題でございます。それについて、何も考えていないだとかいうことではないと思ひます。

○河野(太)委員 今日日本政府がこいねがっている事態でない事態が台湾周辺で生じた場合に、日本は国連安保理の決議を求めるのか、それとも、政府高官が言うように、安保理決議を求めず、日米両国で話し合いをして行動を決めるのかというところをお答えいただきたい、その質問しているだけでございます。どちらでございますか。

○東政務次官 それはまさに仮定の問題ですから、それについて答える必要はないと思ひます。

○河野(太)委員 常識的に考えまして、台湾で何か有事が起きたときに国連安保理の決議を求めるのは日本政府が想定しているならば、中国の拒否権があつてこれは安保理決議ができない、ではどうするかということをお答えいただければ、中国が拒否権を使う以上、日米両国で協議をして、台湾有事に對してどう対処するかを決めなければいかぬということになるのが恐らく論理的な帰結ではないかと思ひます。

そういう前提のもとで、日本のこれからの台湾危機に對する外交をどうするかを考えるのがこの外務委員会ではないですか。その前提から政府が何も言わないというのは、この外務委員会では何を考えるかというのですか。

○東政務次官 考えることはたくさんあるものでありまして、河野委員が言われるとおり、台湾でもいふかあれば、これは仮定です。一方、一般論で申し上げれば、日本の平和と安全、これに著しい影響を与えるような事態になったときにどうい

うふうにするのか。あくまでも台湾と中国との兩岸関係においては話し合いでもってやっていただきたい。今、事前に、そういう枠組みなしで、台湾に對して日本がどうするかとか、あるいは中国に對してどうするか、そういう枠組みでの前提に立っていないわけですから、そもそも河野委員が言われている前提と私が今話している前提が違つてございませぬ。頭の体操では幾らでもできますけれども、それは、この場ではなくて、ほかの場があるならば幾らでも議論させていただきたいというふうに思ひます。

○河野(太)委員 将来起こるべき事件にどう対処するかというのを考える際に、仮定の問題には外務省が答えられないというのは、この外務委員会の審議はできないと思ひます。暫時休憩をして、そのあたりを理事会で取り上げていただきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○井奥委員長 速記をとめてください。

○井奥委員長 速記を起しててください。

○東政務次官 河野委員の御質問は、台湾で何か起これば、それに対して日本としてどうするか、そのときに安保理決議というものは出ないのか、そのときに安保理決議というものは出ないのか、また、そういう前提で日本としてどういふふうにか、出ないというところがわかつていないがら国連安保理決議を求めるのか、そうでないときにはどうするか、こういう御質問なんだろうと思ひます。

この点については、繰り返すになりますけれども、台湾をめぐる問題が海峡兩岸の直接の当事者間の話し合いを通じて平和的に解決されることを強く希望するのが日本の現在の立場でございます。から、これと異なる前提を置いて御質問のような内容についてお答えするのは控えていただけないと思ひますし、控えていただけない。よろしくお願ひします。

○河野(太)委員 今の日本の外交当事者が全く当事者能力を欠いているということが今の答弁でも

リカに對して、この配備を中止する要請をしなけれ
ばならぬと思います。あるいは、逆に、中国が
現在戦略核ミサイルの拡大傾向に沿ったプログラ
ムに乗っているというならば、日本は、對中国の
ODAの見直しその他を含めた外交政策をとらな
ければいかぬと思いますが、いかがでございますか

か。
○河野国務大臣 どうも、議員の御質問は、仮定の質問ではないと言いつながら、もし中国が云々と。もし中国が云々というのほまさに仮定の質問でありますし、もし中国が云々、そしてその場合にはアメリカはこうであろうということも、これまた仮定の上の仮定を重ねて質問をしてもらえるように思ふんです。

しかし、それはそれとして、全く一般論として、軍縮というのが我々の主張でありますから、お互いにそれぞれの塀を高く高くし合うということとは決して好ましいことではない。塀を高くしうか、攻撃力を高いレベルに持ち合うということでは決して望ましいことではない。望ましいことではないと言っただけでは問題は解決しないわけでございますから、それぞれ、アメリカは台湾に対して、恐らくアメリカは台湾の独立を支持しないだろう。支持しないと、これははっきり三無、スリーノーと言っているわけですから、アメリカは台湾の独立を支持しない。日本は中国に対して、これらの問題を武力で解決することはするべきでないとはっきり言っておりますし、アメリカもまたそういう主張をしているわけで、そういう主張をするならば、その主張が具体的にそういう方向に行くような努力をするということは、アメリカにもまた我々は言わなければならないことであらうと思つてゐるわけです。

それから、ODAについてお触れになりましたけれども、ODAの問題は、これまたODAの原則があつて、この原則については、一つ、二つで問題を決定するのではなくて、総合的な判断というものが必要になってくる。

例えば、中国に対する日本からのODAの中には、環境問題に触れた部分が相当たくさんあることは議員御承知のとおりです。中国が環境問題に十分意を払わなければ、公害問題というのは、大気汚染問題というのは日本にも当然かぶつてくるわけでありまして、そうした点にも配慮が必要であると思ひます。また、中国の社会あるいは

中国の経済自体が安定した、そして国際社会の中でしっかりとした地位を占めるということは、中国の安定と申しますか、あるいはアジアの安定に資するということも考えなければならぬわけであつて、ODAの政策というものは総合的な判断も必要だということには十分議員も御承知のとおりだと思いますが、そうした点に十分意を用ひながらこれからの政策を決めていくことが肝要だということに思ひます。

○河野公使 大臣御出席になりましたので、最後に、沖縄の米軍基地の問題についてお伺いしたいと思ひます。

現在、普天間基地の移設の問題で日本政府はいろいろ努力をされておりますが、この外務委員会でも一月に沖縄の視察に参りました。そのときに、沖縄の市会議員さんあるいは県会議員の皆様、いろいろな方と意見交換をさせていただきまして、その中で、今海兵隊が使つてゐるヘリの後継機についての議論がいろいろ出てまいりました。

今沖縄の海兵隊が使つてゐるヘリコプターは二機種、しかも相当昔に開発され、相当長い年月使われてきたヘリコプターでございます。現在、米軍、海兵隊の計画を見ますと、このヘリをオスプレーという新型の機種で代替する、そういう計画で米軍の中は進んでおります。現に、沖縄で使われているヘリコプターの後継機は、このオスプレーを除くと米軍のプログラムの中に見当たらないわけでございます。

仮にこのオスプレーを導入するとなれば、基地の予定地である現在の普天間基地周辺の方々が直接御心配になるのは、一つは、この後継機が、騒音の問題として、現在のヘリコプターよりも騒音が大きいのか小さいのか。そしてもう一つは、このオスプレーというのは開発途中で何度か墜落をした、そういう実績がございます。このオスプレーという機種の安全性についてはきちんとしたレベルにあるのかどうか。この二つの問題が、基地の周辺の皆様のいろいろな御心配があるわけ

でございます。

この二つの心配をクリアして、このオスプレーというのはきちんとして安全性が確保されている、そして騒音の問題も前任機よりも騒音は小さいんだというのを沖縄の皆様に了解をさせていただいた上で、この機種を沖縄に導入するのかどうかという議論を日本政府は米軍とすべきだろうと思ひますが、我々が視察に行ったときの防衛施設庁の反応は、まだ米軍からは何も聞いていないという答えでございました。

しかし、アメリカのホームページを見れば、秘密でも何でもない一般のホームページに、このオスプレーでこのヘリコプターを代替するんだというものが出ておりますし、正式なペンタゴンのものではないといいつながら、海兵隊がつくつてゐるホームページの中にはオスプレーを沖縄に導入する時期が示されてゐるものもあるわけでございます。ですから、防衛庁なり外務省が仕事をきちんとしていけば、この機種がヘリコプターを代替するものであるといつことは当然わかつていなければならないわけであり、そういうことがわかれば、このオスプレーという機種はどういう機種なのかという問い合わせをアメリカにするのはごく当然のことだと思ひます。

しかし、防衛施設庁は、アメリカから通告がないから何もこの機種については知らないといつことを繰り返すばかりで、こういう反応では、こういう対応では、沖縄の県民の皆さんが日本政府に対して不信感を持たざるを得ないと我々も思つたわけでございます。

それから、外務省あるいは防衛庁に、この導入の是非を議論する前に、一体、少なくとも騒音の問題は何かがあるのか、安全性の問題は何かがあるのかという問い合わせをやってありますが、二カ月たった今日、何の回答もいただいております。現に、このオスプレーという機種は米国内で既に生産が開始されているものでございます。そうした情報がある、そうしたスペックが米軍の手にないとは到底考えられないわけでございます。

そうした情報の開示も米軍から日本政府が受けないといつのであれば、これは日米安保の相互信頼に基づかない行動であらうと思ひますし、そうした情報を沖縄の県民の皆様が望んでいることがわかつていながら依然としてそうした情報を伝えることができないといつ日本府の対応には、私も、少しおかしいのではないかと、そういう不信感を持たざるを得ません。

一体全体この問題に外務省はどのように対応されていくのか、こうした情報をきちんきちんと必要なタイミングで提示されるお考えがあるのかどうか、外務大臣にお伺いしたいと思います。

○河野国務大臣 オスプレーの性能については、アメリカの報告書によつて低騒音だといつことが記されてゐるといつことは、我々は承知しております。また、これは、安全性について我々が問い合わせたと確認をしたとかといつことはありませんが、アメリカがその機種を生産を始めるといつことになれば、それは安全性が確認をされなければならぬヘリをつくるといつことはないと、これは私は一般的な常識として思ひます。

しかし、他方、そのオスプレーが沖縄に配備されるかどうかといつことは、これはまた別の問題であると思ひます。確かに、オスプレーといつヘリを開発してゐるといつことがホームページに記されてゐるといつことは我々も承知をしておりますが、そのオスプレーが現在の沖縄にあるヘリの代替機として使われるかどうか、さらにはそれがいつからそれで投入されるかといつことに承知をしております。これは公式の発表はないといつ承知をしております。私もこの問題については米側に問い合わせたこともございします。しかし、米側にはまだ公式の予定が確認をされてゐないという事実はないのでございします。

したがつて、オスプレーが、周辺の状況からこれではないかといつ話があるといつことと、これがアメリカ側の公式の計画の中で沖縄に配備をされるといつことが決まつてゐるといつこととは別話であつて、私も、そういうことが公式に

決まっているという情報は確認をしていないので
ございます。

さらに、議員が沖縄県民が望む云々というお話を
されましたけれども、私どもは、どの機軸が投
入されるか、あるいは、第一、代替されるかされ
ないかという点については、これはあくまでも
米側の判断、米側が決めることであって、我々が
これにしろ、これにするなというのを言うとい
う立場ではないだろうというふうに考えていると
ころでございます。

○河野(大)委員 もう時間がありませんからコメ
ントを述べるだけにいたしますが、本日の質疑、
とにかく何を聞いても、将来的にどうするかとい
うのは全部仮定の問題ということでお答えにな
らないという政府の対応には、極めて強い憤りを
感じるものでございます。これはむしろ、立法院
を今の政府が無視をしていると言わなければならない
かと思ひます。

この問題について、少し外務委員会の中でき
ちっと、どう対応をするのかというのを考えて
いかねければいかぬと思ひます。きょうのような
答弁を繰り返すのであれば、政府から提案される
法案並びに条約について、この外務委員会ほどの
ような審議をするのかというのを少し考える必
要があるのではないかと私は思ひます。

それから、何事も決まってるから通知をするとい
う今の日本の防衛の問題に対するあり方も、決ま
る前に日米両国が議論をする、あるいは、日本の
国内で防衛問題についてきちんと国民が議論をす
る、その情報を提供をする、そうした使命がこの
外務委員会にはあると思ひます。

そういう面で、ただいまの外務大臣の御答弁に
は私は納得しかねることが大でございますが、時
間が切れてしまいましたので、また次回に延ばさ
せていただきますと思ひます。

○井奥委員長 次に、赤松正雄君。
○赤松(正)委員 仮定の問題とか仮定以外とか、
仮定の問題を仮定以外のところに出されたような
感じがする河野委員の質問でございました。

私は、北朝鮮の問題について御質問をいたした
と思ひます。

九二年の十一月以来実質的に中断をされていま
した日朝交渉が再開をされるということは大変に
好ましいことである、こんなふうに思ひますが、
言うまでもなく、日朝間にはたくさん難問が山
積をしております、難航は必至だと思われま
す。そこで、交渉に当たつての基本的な外務省の
姿勢、考え方というものを確認したいと思ひ
ます。

河野外務大臣は、三月十四日の外務省における
記者会見で、前日の日朝赤十字会談についてこん
なふうなことをおっしゃっています。人道支援を
緊急に行うことが重要であるとそれぞれ考えてい
る、あるいはまた、双方の考え方を確認しながら
同じテーブルで議論することに大きな意味があ
る、前進しているのだ、こういうふうなことを
おっしゃっておりますけれども、ここでござ
る、おっしゃっている人道支援をめぐり日朝双方の考え方
というのとはどういふものと思つておっしゃってい
るのか、それについてお聞きをしたいと思ひま
す。

○河野国務大臣 日朝交渉を行うことの意味とい
うものはいろいろございます。

まず、日朝間の極めて不正常な状況を正常化す
る。これはまさにこの五十年、我が国がやらなけ
ればならなかった国交の正常化という意味で、一
番大きな問題であらうと思ひます。しかし一方
で、緊急度の高い、あるいは我々にとって最も痛
みの強い問題の一つは、拉致問題の解決でござ
います。さらには、日本人妻の里帰りの問題、これ
も人道問題として重要な問題だと認識をいたして
おります。

一方、北朝鮮側には北朝鮮側の主張があつて、
具体的には、一九四五年以前の北朝鮮側の日本に
おける行方不明者についての調査というものを
やってほしいという希望もありますし、さらに大
きな問題として、飢饉に悩む人たちに對する食糧
援助というものは、これは北朝鮮の主張でもあると

同時に、国際社会がそれを認めているわけです
から、こうした問題に對する日本側からの支援を求
める、そういう考え方が先方にあるわけござい
ます。もちろん、先方もこの不正常な状況でどう
やって正常化するかという点について大きな関
心があることも当然だろうと思つております。

こうした問題をテーブルのせて、テーブルを
囲んで議論をするということの重要性は、我々と
して強く感じているところでございします。

○赤松(正)委員 今おっしゃったのは、日朝間が
過去長い経緯の中で抱えている基本的な問題と、
それ以外に今直面する双方が抱えているテーマが
あるということ、日本側からすれば、いわゆる
拉致問題、それから日本人妻の里帰りの問題、そ
れから向こう側からは、一九四五年以前の行方不
明になった戦争被害者、あるいはまた飢饉の状況
にある北朝鮮の食糧事情、こういうふうなことを
おっしゃいました。

この認識というのは、今に始まったことではな
くて、従来から一貫して変わらなないことなので
しょうか。双方の考え方がここへ来てはつきりし
たということですか、それとも、前からはつきり
してないのが、改めてということですか。その変
化があるのでしょうか。

○河野国務大臣 ちなみに申し上げますが、三月
の十三日の日朝赤十字会談におきまして共同発表と
いうものがございします、もう御存じのとおりだと
思ひますが、この共同発表におきまして、四点、
双方が合意をしているわけでございます。第一に
ふるさと訪問、第二に拉致問題、第三に一九四五
年以前の行方不明者の調査、第四番目にWFPを
通じて十万吨の食糧支援、この四点が日朝赤十
字会談の共同発表の中で合意されて発表されたも
のでございまして、少なくともこの四点について
は両国の問題意識を双方が共有をしたということ
だとお考えをいただきたいと思ひます。

○赤松(正)委員 私の先ほどの質問、従来と変わ
りがあるのかどうかにはお答えにならなかったわ
けですけれども、私は、この二国間における交渉

の中で、いわゆる食糧支援というものは別の問題
だろうと思ひます。

日朝間に横たわる問題というのは、やはり我々
が北朝鮮に在る日本人の安全という問題を出す、
いわゆる拉致問題というものの解決を迫る、向こ
うは、いわばもっと長いスパンというのか、一九四
五年以前の、あの戦争の被害者として行方不明に
なった人を持ち出すというのが、ある意味で基本
的な人道支援に関するテーマであつて、いわゆる
食糧支援というものを絡めると事はややこしくな
るというふうに私は思ひますけれども、これは
大臣、どういふふうに思われますか。

○河野国務大臣 確かに、議員がおっしゃるとお
り、食糧問題というのは近年ますます緊急度が高
くなつていく問題であつて、ずっとさかのぼつ
て、どこまでさかのぼるかというのとは問題があ
りますけれども、最初からこういう問題があつたか
どうか、双方が突きつ合つていたかどうかとい
うことになると、今が一番そういう意味では要求
度が高くなつてきていると言つていいかと思ひま
す。

しかし、こういう問題について我が方がこたえ
るということが全体を動かすという意味で意味が
あるというふうに我々は考えたわけございしまし
て、それと同時に、何といつても、国際的に見
て、北朝鮮に對する人道支援というものは国際的
な認識として必要だということがはつきりしてい
るわけでございますから、この点についてこたえ
たというものであつて、このことが全体をややこ
しくするのではないかと、複雑化するのではないか
というふうに現在では考えております。

○赤松(正)委員 私は、やはりこの問題、後で述
べることも関係してくるんですけども、いわ
ゆる食糧支援というものを二国間における人道支
援とは分けて行つべきだと思ひます。

既に一九八八年の六月に、北朝鮮側は当時の交
渉の中で、いわゆる行方不明者が見つからない、
調べた結果見つからないというふうなことを約二
年前にはつきりさせた。そこがまた改めてこの段

階で、先ほど大臣おっしゃった日朝赤十字会談の四つの確認項目の二つ目の中で取り上げられていたということに、私は非常にいぶかしいものを感じます。

では、九八年六月に調べたけれども見つからなかった、それは調べ方が悪かったのか。今回もう一遍これをやるということについてはどういうふうな前進があったのかどうか。その辺の認識はどうなされているんでしょうか。

○河野国務大臣 確かに、議員がおっしゃるように、前回も一度は先方からそういうものはないという旨の返事があったわけですが、今回もそれをさらに重ねて要求するということには、今だけの成算があるか、そういう意味だと思いますが、私も、前回と同じようなことを同じように求めては意味がないということで、少し我が方から具体的にいろいろなことを言っているわけですが、

例えば、今度の会談におきましても、日本側からは、新聞や放送、その他の方法を通じて調査が北朝鮮内で周知されるようにまずしてほしい、つまり、目に見える形で、捜しているということが我々にもわかる、我々にもというか北朝鮮内でわかるようにしてほしいというようにことを求めたわけですが、

ただ、これに對しまして、北朝鮮側からはすぐに、わかりました、そうしますという返事はございませんで、この問題は、効果の上が方法かどうかというのを今後よく一緒に研究していきたいという返事にそこはとどまっているわけですが、そういう人捜しの方法についてまで踏み込んでこちら側から指摘をすることについて、耳を傾ける姿勢に先方がなっている。

さらに、これから赤十字会談をやるたびに進捗状況について先方は報告をしますということと言っておりますし、これから先、調査の具体的な方法などについてもこちらは注文をつけていくということについて、向こうにはその旨言っているということでございます。

そして、今回の、先ほど申し上げた共同発表の中にも、当該機関がしっかりと調査を開始した旨通報し、また、調査の結果、仮に見つかれば日本側に通報し、適切な措置をとる旨説明をした。適切な措置とは一体何だということでございますけれども、これは、本人が帰国を望めば帰国をさせるという意味であらうというふうに私もは解釈をしているわけでございます。

先ほど申し上げましたように、今後、赤十字会談の都度、先方がその進捗状況を報告するということは、我々として大事な情報であらうというふうに考えているわけですが、

○赤松(正)委員 私は、今、正確に言うとなんかで読んでないんですが、高沢昭司さんの「宿命」という本を読んでいるんですね。これは、もともと彼自身がよど号事件に興味を持っていうか、深くかかわっているということ、そこから始まってさまざまな拉致事件の真相について探った、非常に深い感動を覚える本でありますけれども、そういうことも踏まえて、私は、いわば日本側の拉致事件に対する姿勢というものはもういろいろな角度から、さっき大臣おっしゃいましたけれども、あの手の手で北朝鮮側に伝えなくちゃいけない。

それが、先ほど来のお話を聞いておりますと、今まで、従前の北朝鮮は、どちらかというと、そういう問題を出すと一九四五年以前の問題を出してきて、それである意味で相殺を願う。現実、先般も北朝鮮問題の専門家というお話をしたんですが、いわゆる拉致という問題に関する先方の受けとめ方は、非常に気軽に考えているというか、そう深刻に考えていない、もったくさんの行方不明者が我が方にはいるんだというふうな受けとめ方をしているというふうな指摘がありましたけれども、今大臣のお話を聞いて、そういう点については大きく先方は考えを改めたというふうな理解してよろしいんですね。簡単に。

○河野国務大臣 これまでも、しばしば我が方としてはこの問題を提起しているわけでございますが、

す。したがって、北朝鮮側は、この問題が我が方にとっていかに高い関心度を持っているか、非常に痛みを伴っているかということを十分に理解をしてくださるべきだと考えております。そして、他の問題を議論するときに、この問題について、これを横に置いていくというわけにはいかないかというところについても、先方は我が方の主張を聞いてくれていることは間違いないというふうに思っております。

○赤松(正)委員 先ほど申し上げましたが、私は、これから交渉が再開される、日朝間の今回の交渉というのは、先行きうまくいくのかどうか、大いなる疑問を持っております。

超党派の訪問団を受けてのことだと思われまうけれども、こういうふうな事態が新たに再開されるという背景には、大臣も記者会見の中で、北の外交の多角化、ことしになってイタリヤとの国交回復といったようなことを初めとして、さまざまな変化の兆しが見えるのだということをおっしゃっておりますが、私は、基本的には変わらない。確かに、アメリカ一辺倒というふうな、あの一九九三年以降北朝鮮がとり出した、ともかくアメリカのみを窓口とするというやり方を少し変えて、多角化させる方向を見ているということはうかがえるわけですが、しかし、基本は変わらないのじゃないかというふうに見えています。

というの、例えば私の同級生ですけれども、小此木政夫慶応大学教授、彼は、北朝鮮の外交の姿勢というのは何となく求愛なんだという言い方をしています。何となく求愛のこの二つのモードを使い分けているんだ、こう言います。私は、似たような感じですが、従来国際政治で言われている弱者の恐喝という観点で、恐喝と物乞いといいますが、そういうものをうまく使い分けている。今後もしそういう格好で出てくるだろうと思うんですね。

そういったときに、従来の日本は、向こうが恫喝で、例えば核疑惑というものがあつた中でミサイルを開発する、人工衛星と言いつつ日本に向けて

撃ってくる、こういうふうなことがあつたときに、たちどころにそれにすぐ個別に反応して、例えば交渉をやめてしまふ、あるいは経済的にそれを包囲するとか、従来のパターンをやめるというふうなやり方。日本外務省は対話と抑止という言葉を好きでよく使っているように思いますが、私は、北に対する基本的な姿勢というのは、先国会の日米ガイドラインを確立するもので防衛というか防衛の一つのシフトをした以上は、そういう向こうが交互に使い分けてくる流れに、一々個別の反応をするのじゃなくて、粘り強い交渉姿勢、対話というものを持続的に続けていくということが大事だ、こんなふうに考えているわけですが、

そういうふうな一般論を述べた上で、仮に再びミサイル発射ということがあつた場合、まだ始まっていないわけですが、これからの交渉についてどういう姿勢で臨まれるのか。私は、今申し上げたように、であっても、いろいろなあの手の手で交渉を続けるべきだという姿勢でありますけれども、大臣、お答えを願いたいと思っております。

○河野国務大臣 米朝協議の極めて重要な点は、この協議が継続している間はミサイルは凍結をされるというところが極めて重要で、この約束をアメリカは極めて重要視しているわけでありまして。我が方としても、もちろんそこに注目をしているというわけですが、この協議が継続中にもミサイル問題ということがあれば、アメリカは恐らくこの問題について何らかの態度をとるということになるのではないかと。これは米朝協議の中での話し合いを受けなければそういうふうに見るべきだと思います。

日本もまた、国交正常化交渉というものを始めるときには、この点に十分注意を払わなければならぬというふうに思いますし、対北朝鮮政策は、日米韓の三国が政策を共同してつくって、練り上げて対応をするということにしております。日本ただ一国では、対話と抑止といつても、

日本の抑止力というものがどのくらいあるかという御指摘もあるだろうと思いますが、日米韓三国が共同して対北朝鮮政策について検討し、案をつくり上げることになれば、これはそれなりの効果があるというふうに思っているわけです。

○赤松(正)委員 次に、沖縄サミットに関連する問題で日米関係のことについて、残った時間お聞きしたいと思います。

沖縄サミットのことが語られる場合、サミットの成功という言葉がよく使われます。この言葉が非常にひとり歩きしているのですけれども、際立って広いテーマですから大変に答えにくいと思いますが、外交的という観点からすれば、私は、結局無事に終わればそれは成功というふうなことを考えておられるのじゃないのかなというか、結果的にはそうなるんじゃないのかなという気がしているのです。

日本としては沖縄を平和の象徴、シンボルとして位置づけたい、しかし、アジアの現実というのはそれは許されないという側面がある。そうしますと、結局はアメリカの戦略拠点としての沖縄といういわば現状追認ということだけに終わるのじゃないのかなという予測というか感じを私は持っているのですけれども、外務大臣のこのサミットにおける外交的成功という意味について、極めて簡潔で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○河野国務大臣 議員がおっしゃるように、サミットの成功というのは語る人によって意味が違ってくると思えます。ロジスティック担当者が語る場合には、無事に終了する、大変気持ちよく会議に参加された方がさよならと言って飛行機に乗られるということが成功だという意味の場合もあると思えます。

しかし、今議員がおっしゃるように、外交的な分野でサミットの成功とは何かということを買問されれば、やはりサミットが、二十一世紀を臨んで、これからの二十一世紀が人類にとって一体どういう世紀になるか、それは目の前にあるさまざまな

まな問題を克服することができて明るい世紀になるであろう、そのためにみんなが協力するということ、議長宣言のようなものが発出をされるということ、とが何よりも重要だろうと私は思っています。

そしてまた、沖縄という場所が開かれるサミットということが、欧米の人たちをして、東洋の文化、文明、そういったものが非常に多様であつて、さまざまな文化、文明がここにもあるということを確認してくださるということが次に重要なことだと思います。

もちろん、議員がおっしゃるように、沖縄が今置かれている非常に厳しい状況というものも、時に欧米の首脳意識の中に意識されていくであろうというふうにも思っています。

そうしたことをひっくるめて、沖縄からさまざまな明るい情報が発信される、それから沖縄というもののについての認識が欧米の首脳の中に認識をされる、そういうことが重要ではないかというふうにも思っています。

○赤松(正)委員 今の外務大臣の、包括的なサミットの成功というのはいさういうことだと考えておられるのはわかりました。

私はさっき、結局無事で終われば云々という角度から申し上げましたけれども、そこで、私は非常に大事だと思うのは、沖縄の皆さんの住民感情をどう和らげるかという、今大臣に答えていただいたのはちょっと違う角度のお話ですけれども、やはり大事なポイントだろうと思うんですね。

今、五年間の期間をもって見直しの時期に当たっているいわゆる在日米軍の駐留経費の問題ですけれども、私は、金額を削減するとかあるいは見直すとかという問題よりも先に、第一義的に通らねばならないというのは、ホスト・ネーション・サポート、受け入れ国支援。

これは、かつて東政務次官なんかといういろいろ党内で議論したときに、しきりに東さんはHNSのことを言っておった時期があつて、非常に懐かしう思い出すのですけれども、HNS、ホスト・

ネーション・サポートということ、当時私なんかは際立って思いやり予算という角度で削減すべきという側に立っていたんですが、今そうじゃなく、ホスト・ネーション・サポートというのに見合うものというの、いわばゲスト・ネーション・マナーというの、要するに、日本に駐留する米軍の、いわば日本を守つてやっているんだから見合うだけの支援をということではなくて、ゲスト国としてのマナーというものが問われているんじゃないかというふうに私は思います。その観点からすれば、それこそHNSじゃなくてGNMというふうに私は思うのですけれども、これが、具体的には地位協定の改善という問題がやはり非常に大事なテーマだろうと私は思うのです。

例えば、今回、きょうの委員会で先登議員が後で質問をされると思うのですが、例の嘉手納RACONですか、いわゆる基地管轄業務の返還というものは、日本側の問題提起に大臣は向こうでこたえてくれたんだという話をされているようですけれども、これももちろん大事。今まで現地で沖縄の皆さん、県当局が強く要望していたことではあるのですけれども、もっと、より住民サイドの観点からいえば、航空機騒音の問題でありますとかあるいは環境問題とか、そういう住民生活に密着した問題について地位協定の改善を迫っていく。例の少女暴行事件以降、非常に燃え上がった地位協定の改善の動きも、やはり日本全体では少し終息したような感じはありますが、沖縄ではいや増して強い要求があると思うんですね。

そういったことに関して、私は日本政府として、今回のRAPCONで終わりたいというのではなくて、強く求めていくべきだ。それが、別にサミットということではなくて、もとより長い日米関係における私の言うところのゲスト・ネーション・マナーという点で大事であるということが、いわゆる思いやり予算などという問題より前にあるべきことだろうと思うのですが、大臣のお考えを聞かせていただきたいと思っています。

○河野国務大臣 議員がおっしゃるゲスト・ネーション・マナーというのは、まことに一つの問題点を指摘していると思えます。

ただ、日本人の感覚からいうと、これは、それこそこちら側が向こうに押しつける、こうしろということはちょっと違うように思うのですが、しかしそれはそれとして、私どもが今アメリカと話合っているのは、やはりよき隣人として振る舞うべきですよというよき隣人政策とでもいいいますか、そういうことを提唱し、そういう考え方で自分たちはやりますと向こうは全く自発的にそういうことを言っておられて、よき隣人政策というものをお互いに定着させたいという気持ちで非常に強いということをやまず申し上げたいと思えます。

地位協定の問題は、もう議員が御指摘のように、私が前回外務大臣を務めたときに、沖縄の県民の皆様方のお気持ちというものを私なりに解釈をして、問題提起をして、長い年月かかって成功するためには相当な難関問題があるということであるならば、地位協定の運用の改善をすることによってこの問題をできるだけ早期に解決をして、そして問題となっていた容疑者の身柄の引き取り、その他の処理をしたいという気持ちから、地位協定の運用の改善ということを私は申し上げて、これは沖縄県民の皆さんには御理解をいただけて、大変おしかりをいただいたことを今でも強く意識をしておりますけれども、しかしその後、沖縄県の皆様方とお話し合ひで、SACO最終報告の中に地位協定の運用の改善というものが九項目入れられて、その九項目は既に全部具体化されて、今はこの問題、SACOの最終報告の九項目についての問題はなくなっているというふうにも思っております。

ただ、まだまだやるべきことはあるという沖縄の皆様方の声にも我々は十分注意深く耳を傾けなければならぬというふうには、一方で思っているところでございます。

○赤松(正)委員 時間が参りましたので、最後に

一つだけお話をさせていただいて、大臣の考え方を聞いて終わりたいと思うのです。

先ほど、サミットについての世界に向けてのメッセージという部分で、私も沖繩に国連の機関、例えばアジア本部のようなものを誘致すべきではないのかという考えを、党中央の政策としても出し、かつ現地沖繩でもそういった署名運動を展開しているところでありましたけれども、国連による平和へのメッセージこそ沖繩から発信されるべきだという観点で、沖繩に国連の機関、例えばアジア本部のようなものを持つてくるという考え、どういうふうに思われますでしょうか。それについてお聞きをして、終わりたいと思います。

○河野国務大臣 今議員が提案をなさいましたことにつきまして、我が国はかねてから、御承知のとおり、国連中心といえますが、国連外交といえますが、そういうものを極めて重視しておりますし、議員が御指摘の、沖繩でサミットを開いたこの機会にこうした問題が少しでも前進することを期待しておられるお気持ちは、大変貴重な御意見として承っております。

国連の役割でありまして、あるいは一方で沖繩の持つ歴史的、あるいは地理的といった方がいかにもしませんが、地理的特性というものを踏まえてどういことが考え得るかということをよく我々も研究をする必要がある。一方で、国連が現在財政的に非常に厳しい状況にあるといったような状況もありますし、それらをひくくめて、国連の機関と申しますか、そういったことが沖繩に置かれるということの意義は、我々としても大変意義深いものがあるのではないかと、どうい今、御意見を伺いながら思った次第でございます。

これはひとつ今後の研究課題というふうにさせていただきますたいと思います。

○赤松(正)委員 ありがとうございます。終わります。

○井奥委員長 次に、伊藤英成君。

○伊藤(英)委員 民主党の伊藤英成でございます。

まず、台湾の問題についてお伺いをしたいと思います。

先週末、三月十八日に、世界が注目をしていた台湾の総統選挙が行われました。この選挙について、あるいはその結果につきまして、外務大臣としてどのように評価をされていらっしゃるか、まずそれについてお伺いをいたします。

○河野国務大臣 このたび台湾におきまして陳水扁氏が新たな指導者に選ばれたわけでございす。我が国としては、こうした新しい状況のもとで、台湾をめぐる問題が海峡兩岸の直接の当事者間の話し合いを通じて平和的に解決されること、そしてそのために兩岸間の対話ができるだけ早期に再開されることを期待しているわけでございす。

我が国の立場、日本の立場は、日中共同声明に基づいて、日中間で安定的な協力関係を発展させる一方で、日台関係については、非政府間の実務関係として、民間及び地域的な往來を維持していくというかねてからの方針は変わらないというふうに考えております。

○伊藤(英)委員 今後どういふうに対応していくかというお話は今されたんだと思うんですが、私がちょっとお伺いしたかったのは、今回の結果をそもそもどういふう評価するんだろいかというところで伺ったつもりなんです。

今回、この選挙を通じて、国民党から民進党の陳水扁氏に移るんですね。それで、そういう形で国民党から民進党への政権交代が行われることになったんですね。そのことについてどういふうふうに思われるんですか。先般、アメリカのクリントン大統領は、台湾の民主主義の強さを明確に示すものだといふ言い方をされて、歓迎、評価をされたと思ひます。台湾の民主主義あるいは台湾における国民党から民進党への政権交代ということについて、どう思われるでしょうか。

○河野国務大臣 台湾が指導者を選ぶために再び民主的な手法によって、つまり選挙によって選ばれたということは、非常に意義のあることだといふふうに思ひます。

それで、その選挙の結果につきましては、現在までいろいろと選挙結果についての分析等が行われているわけでございす。私も外務省としても、その選挙の結果についての分析をしているわけでございますが、現時点でその分析について十分には上がっているというふうには実はまだ思っておりません。つまり、まだ十分な情報が取集されていないという意味を含めてそう申し上げているわけではあります。

それは、一般的に言えば、国民党から二人の候補者が出て、その候補者の選択の点でいろいろ問題があった、つまり、国民党及び国民党から離党をされて無所属で戦われた二人の候補者というものがあって、そうしたことが国民党以外の政党、すなわち民進党の候補者の当選に相当大きな影響があったということ、これはもう一般的に言われて、それはそうだと私は思ひます。

さらに、国民党に対する批判があったという意見もございすけれども、それではその批判とは一体何が最も大きな批判であったかということになりますと、これは見方、まだまださまざまございまして、これという決定的な分析というものはまだでき上がっていないというのが現状でございます。

○伊藤(英)委員 すると、外務大臣としては、現在の時点では、台湾の民主主義もなかなかすばらしいものだといふような認識には今のところまだ立っておりませんという意味でしょうか。

○河野国務大臣 いや、そうではございせん。民主的な手法によって、つまり選挙によって指導者が選ばれたということは大変意義深いということとを申し上げているわけでございす。

○伊藤(英)委員 本日の新聞の報道されるところですと、台湾の新聞が世論調査をされたところ、その世論調査の結果ですと、陳水扁氏の当選が決まったことについて、その選挙の翌日世論調査をされたようですが、有権者の約七割の人が今回の選挙結果に満足をした。しかも、同時に、今度は台湾の別の新聞が世論調査をしたようでありまして、それでは、選挙の仕方の問題についても、その選挙方法も今の選挙方法のままでよい。要するに、今回は過半数をとっていなかったんですが、だけれども総統になるわけですから、当選をされたという意味においては選挙の仕方についても、現行のままでよいという人たちが六〇％以上占めている、こういう世論調査が出ております。それについてはどう思われますか。

○河野国務大臣 台湾の選挙の仕組みについて、その仕組みがいいか悪いかということをお聞きしたい立場ではないかということをお聞きしたいと思ひます。そして、世論調査の結果については世論調査の結果として、我々は一つのデータというふうに見てとらなければならぬと思ひますが、確かに、当選者が四〇％に満たない得票率で当選をされたという状況のもとで、その翌日ですか、七〇％の人がこれを支持したということとの関係は一体どういふうに見るかということなどについて、私もにももって研究しなければならぬ部分もあるのではないかと、どういふうにも思ひているわけでございす。

○伊藤(英)委員 冒頭、クリントンの発言の民主主義の云々という話をしたんですが、今回の選挙を見て、台湾の民主主義云々という、その民主主義の強さといふことについてはもうちょっと評価するのに時間が必要だといふ考え方をとっていらっしゃるということなんではないでしょうか。

○河野国務大臣 私は、台湾におきまして選挙の方法といふものは定着しているといふふうに思っております。その都度その都度、そのことを大歓迎すると言ひ必要がもう既にあるかどうかといふふうに思ひます。仮に、日本の選挙が終わった後でどこかの国が、日本が民主的選挙を行ったことを歓迎すると言ひ、それが何か意味があるかどうかとちよとて思ひます。それはそれぞ

○河野国務大臣 双方が合意をされることを期待します。

○伊藤(英)委員 それが促進されるように合意さ

れることを期待するというふうに理解いたします、よっぽど違ったらまた言ってくださいれば結構ですが。

では、もう一つ、WTO加盟の問題について、中国、台湾双方のこの加盟ということに対して、政府あるいは外務大臣としてはどういう態度でいらっしゃるのでしょうか。これは積極的に働きかけていらっしゃるのでしょうか。

○河野国務大臣 早期加盟に向けて積極的に日本としても努力をするという立場でございます。

○伊藤(英)委員 これは台湾も両方という意味ですね。それでいいんですね。わかりました。

それから、その次に、今アメリカの議会では、いわゆる台湾安保強化法案というのが審議されています。圧倒的多数で下院を通過いたしました。これが成立した場合に、どういう影響を今後与えることになるかと考えられるかですね。どのように思われますか。

○河野国務大臣 台湾安全保障強化法という法律案は、二月一日に米国会下院を通過しております。まだ上院における審議日程は未定でございます。上院がどういふ審議をなさるか、どういふ御判断をなさるか、これは我々にはよくわかりません。よくわかりませんが、我々がこれまでさまざまな機会にさまざまなレベルで米政府関係者と話をし、米政府関係者の話を聞いていますところでは、この法案がむしろ台湾の安全を低下させる可能性がある、台湾安全保障強化法というけれども、この法律をつくることによって台湾の安全が低下するというのが考えられる、アジアにおける安定を損なうものとしてその成立にはアメリカ政府は反対だということを表明しているというふうに我々は承知しているわけでございます。こうしたアメリカ政府の立場に我が国としては十分留意する必要があるというふうに考えております。

○伊藤(英)委員 今のお話は、アメリカ政府の、これができるという逆は台湾の安全を低下させることになるだろう、その考え方を日本政府として

てもあるいは外務大臣としても、今留意をされると言われましたけれども、それはそういうふうにかえましてという意味ですね。

では、もしもそうだとしたときに、日本政府からそのアメリカの関係者に、今の認識のもとに、この台湾安保強化法案は成立しない方がいいという意味で何らかの働きかけをしていますか、していませんか。

○河野国務大臣 これはアメリカ国内の問題でございます。先ほども申し上げましたように、まだ上院がどういふ審議をなさるか、どういふ判断をなさるかということもわかりません。今、アメリカ国内の議会におきますそうした議論について我が方があれこれ申し上げるというつもりはございません。

○伊藤(英)委員 冒頭、外務大臣から、中台間の対話の促進等についての考え方は言われました。この中台関係でいけば最も心配されますのは、軍事的な緊張関係、衝突ということもあるのかもしれません。そういう緊張をなくすためにという意識で、この緊張緩和のためにその対話を通じて活動する、そういうふうに行われたんですが、具体的に何らかのアクションをとるといふことは、そういう意思はありますか。

○河野国務大臣 私はもうかねてから中国政府に対しては、台湾をめぐる問題について武力を使用するということとは適切な対応ではない、そういうことはすべきでないというところは繰り返し述べてきておりまして、この考え方はこれから先も伝えたいと思っております。

○伊藤(英)委員 実は、昨年、李登輝総統が特殊な国と国との関係云々ということをやられたときに、私は、八月に台北に飛びまして、李登輝総統にお会いして、一時間ちょっと直接お話をいたしました。そのとき私が申し上げたのは、いわゆる台湾海峡が非常に緊張した状況になること、いわゆる台湾海峡が波高くなる話は、アジアにとっても、もちろん日本にとってもですが、これは何としても避けたい、そのために、そういうふうにな

らないように中台間で対話をぜひやってくださいというお話を申し上げたりしたんです。

先ほど外務大臣は、中国に云々という話がありました。今アメリカも、中国に対してもあるいは台湾に対してもそれぞれ、要人が両方訪問する予定やら、いろいろ動いたりしていますね。いろいろ報道されているとおりです。日本の政府としては、台湾に対して何らかの具体的な行動はとるつもりがありますか。

○河野国務大臣 台湾に対しては、政府としての立場と申しますか、パイプはございません。したがって、政府として台湾に何か物を言う、政府として何か物を言うということはありません。しかし、先ほども申し上げましたように、アメリカは台湾の独立を支持しないということを明確に繰り返して言っているわけでございまして、アメリカのそうした発言というものは我々も承知をしております。中国側の対応については我々が十分意を用いるということは、やはりそれはそれなりにこの問題について非常に意味のあることだというふうに私は考えております。

○伊藤(英)委員 李登輝総統が、これは総統をおりられてからなのでしょうが、日本に訪問したい、あるいは李登輝さんを日本に呼びたいという話もあると承知しておりますけれども、日本を訪問するあるいは訪問したいということになったときに、政府としてはどのように対応されますか。

○河野国務大臣 全く仮定のお話でございまして、今そのことに我々がコメントする立場ではないというふうに申し上げておきます。

○伊藤(英)委員 いつもそうして仮定のお話にはという話でした。先ほど御子息の河野議員が、それこそ外務大臣はか不信任案でも出したという話をされたらしてございまして、よく外務省も予防外交、予防外交と言います。これは起こつてからでは遅いのです。だから、事前にどういふふうに対処するかということを考えなきゃならぬ。だから、外務省もあるいは外務大臣もといましようか、口ばかりで行動していない

のかもしれないとさえ思いますよ。

李登輝さんのことについて何かありますか。

○河野国務大臣 申し上げることはありません。しかし、先ほどの自民党議員の質問につきましては、やはり我々は国益を考えて問答をしなればならないと思っております。外務省という立場、特に外務大臣とか外務政務次官という立場で公式の場で物を言うときには、やはり国益を考え、国際的に見てもそのことが緊張を高めるような議論をするということとは、適切な議論だと私は思っています。先ほどの米の政務次官の御答弁を私は全く支持したいと思っております。

○伊藤(英)委員 次のテーマで、国連改革のことについて伺いたします。

外務大臣の外交演説の中にも国連改革のことについて触れられております。本日に重要な話、しかも、ことしの九月には国連ミレニアム総会も行われます。ミレニアムサミットも行われます。そうしたときに、この国連改革、特に安保理改革については活発な議論が行われることが期待されているわけですね。そして、このミレニアムサミットに関して、アナン事務総長もその報告書の中で、この包括テーマは二十一世紀における国連というふうにし、そしてサブトピックスとして国連強化ということになっているわけですね。

そこでお伺いしたいのですが、先週月曜日、三月の十三日に、グリラブ国連総会の議長にもお会いをしていろいろ話もさせていただきました。そして先週の日曜日には、アメリカのホルブルック国連大使とも話をさせていただきまして話をも、ともにいわば国連改革の問題について話をいたしました。

そこで、実は私は、さっき申し上げた国連総会の議長にもあるいは米国の国連大使にも申し上げたのですが、いわば国連改革、国連改革と言いつても、口ばかりじゃないか、何年たっても実際に進んでいない。そして、日本の財政状況はまさに先進国で最悪の状況、しかし日本の国連の分担金は、安保理のアメリカ以外の常任理事国四カ国

を合計したよりも多いわけですよ。いつまでこんな状況が起きているのだろうか。日本の納税者からすれば我慢ならない話じゃないか、大変なフラストレーションを感じますよ。国民もそう思っています。だから、それぞれ関係者が御努力をされていることについては感謝はするのだけれども、こしはまさにミレニアムの年、そしてそういう意味でミレニアムサミットも行われるわけなんです。ぜひ国連改革を進める年にしていただきたいという話を申し上げました。

そこで伺います。

外務大臣は、この国連改革をどのぐらいの熱意で本心にやろうとするのか。そしてそのときに、常任理事国は、アメリカの大使は二十カ国か二十カ国ぐらいにするかと思われているという話もされました。その考え方も言われましたけれども、日本は本心にどうしたいと思っていられるか。

○河野国務大臣 国連改革は、二十一世紀を目の前にして極めて重要な問題だと思えます。

議員も御承知のとおり、昨今国際社会の中で起きているさまざまな問題は、なかなか現在の国連では解決が難しい問題が次から次へと起きています。それは、もっと言えば、現在の安保理が十分機能し得ないような問題が起きているということとは、これも認めていると思うのです。

しかし、それでは、今の国連はだめだ、今の国連では問題解決ができないからといって、国連以外の機関をつくることができるかといえば、国連以外の機関などつくれる可能性が今あるとは全く思いません。ということになれば、国連を改革し、国連をリフォームして、そうしたさまざまな問題に対応できる能力を国連が持つということ以外にないわけですね。ということになれば、当然国連改革に我々が情熱を持って、熱意を持って取り組むということはいくらも異存がないことだと思います。

さて、総論はそういうことなのですが、いざ各論がどうかということになると、それではどうい

う方法があるのか。やはり、百八十カ国を超える国々が参加している国連で、機能的、効率的、そしてだれもが納得できる結論を導き出す方法とは一体どういう方法があるかといえば、やはり理事国というものをつくる、理事会というものをつくる、その理事会の中には常任理事国を置く、さらに非常任理事国を置くというやり方というのは、一つのやり方だ。

しかし、その常任理事国、いわゆるP5と呼ばれる国々だけで国際社会全体の意見がそこに集約できるかというと、それは非常に難しい。これは、さまざまな国際機関の議論の中でももう既に、例えば開発途上国の意見というものがどうやって反映されるか、開発途上国の人たちは、自分たちの意見が反映されないということに大変なストレスを感じているということなどもありますから、やはり理事国の中に、あるいは常任理事国の中に開発途上国の国を幾つか入れる必要があるのではないかと議論も一方であるわけです。

そういうことになって、次の問題として、さらば理事国を何カ国にするかということから、二十一つという説もあれば、二十六、七という説もあれば、二十四という説もあるわけです。アメリカは、国連改革に賛成です。そして日本の、少しこれは言い過ぎかもしれませんが、我が国の常任理事国入りについても、アメリカはこれを支持すると言っておられます。しかし、その一方で、アメリカは二十一つという数に今のところこだわっておられる。二十一つという数にこだわられると、日本は常任理事国に入る可能性というものが、具体的に極めて低くとなかなか難しいという事実を繰り返して今アメリカにも説明をし、この数においてアメリカにもう少し柔軟な対応をとってほしいというのが今我々の希望でございます。

それについて、アメリカ側からはまだはっきりとしたお考えというものは示されておられない。先のホルブルック大使も、いろいろ意見があるな、いろいろ考え方があろうというふうに出ておられて、大使との先般のお話し合いでは、これ

でなければだめというほど断定的、硬直的なお話ではありませんでしたけれども、かねてからアメリカが言っている数というものを決定的なお答えも得られなかったという問題がございます。

それからもう一点、議員は、国連の予算、財政の問題について触れられました。つまり、分担金の問題について触れられました。国連の分担金が、我が国の分担率は、議員がおっしゃるようになり、常任理事国、アメリカを除く四カ国の合計よりも日本一国の分担率は高いということ、それでおかつ日本は安保理のメンバーにもならないというのでは、我が国納税者の気持ちからいえば、これでいいのかというおしかりを我々外務省は受けますよ、受けておきますよということ、アメリカ大使にも申し上げましたし、総会議長にも私からも申し上げました。

これについては、いや、その事情はよくわかるということをおっしゃっておられます。それからこの問題についての議論が始まるということでございますから、こうした主張はこれから先も続けていきたいと思っております。

○伊藤委員 今言われたような感じで、国連改革もどうしてもしたい、だけれども、こういう状況で、アメリカにもこのように言っていますという話でありました。

先ほど、沖繩サミットの成功とは何だろうかという話が同僚委員からもありました。私は、今度の沖繩サミットは、総理がおっしゃるような、これからの二十一世紀のためにどうやっていろいろな問題を解決していくのだろうか、その大きなシステム、制度はやはり国連だと思っております。今回のこのサミットのいわば最優先課題は国連改革をどうやって進めるかということをやることなんだから、こういうふうに思うのですが、どうですか。

○河野国務大臣 サミットの議論に国連改革が重要だという議論はあり得ると思いますが、具体論になると、これはG8の国々では利害が対立をす

るわけでございまして、それ以上踏み込むことはなかなか難しいかもしれないという感じがいたします。

今私がG8であり得るかもしれないと申しましたけれども、もう少し申し上げれば、G8サミットというよりは、G8の外相会議では国連改革の問題について何らかの議論があり得ると申し上げた方が正確であるかもしれません。

しかし、御承知のとおり、G8サミットのうちの三カ国、アメリカ、イギリス、フランスは常任理事国、日本、ロシア、ドイツ、カナダ、イタリアは常任理事国ではないわけです。こういう国々のサミット首脳が集まられて、常任理事国を何カ国にするか、どこを入れるかという議論はなかなか議論のしにくいところだろうというふうに思うのですから、総論として議論はあるかもしれないけれども、各論のところまで行くのはなかなか難しいのではないかとこのことを申し上げたかったわけです。

○伊藤委員 外務大臣、何となく、例えば外相会議の場でもそうなのですが、そういう議論にもなるかもしれないという感じがする。どういふことをしたいんだ、どういふふうにするんだと、あるいはそういう国々に働きかけるとか、もっと積極的にやらなくては、日本の外交はどこに行っているのだろうかというふうに思います。

時間も来てしまったものですから、最後に一つだけ伺います。

ODA絡みなんです、時間もありませんので結論だけ申し上げますが、先般、中国の北京に首都国際空港が完成をいたしました。これには日本の三百億円のODA資金を使っていると私は思います。これが、報道によりますと、中国がこの空港施設を株式会社にして、そして二月には香港市場において上場して、それがフランスのパリ空港社に、その株の三〇%ぐらいでしようか、三十

数%でしようか、買われたということですね。これは極めて重大な話だろうと私は思うので

す。この問題についてどのように考え、どのように対応をしておりますか。

○河野国務大臣 まず、一般論をひとつ申し上げたいと思います。我が国は被援助国の民営化を支援するという立場にあるということは、まず一般論として申し上げたいと思います。つまり、経済構造を国営化から民営化に移すということが、我々、被援助国に対しての期待の一つであるということを一一般論としてまず申し上げておきたいと思ひます。

今具体的に議員が御指摘になりました北京国際空港の株式会社措置につきましては、円借款の借入人、すなわち中国政府でございますが、及び実施機関、これは中国民航総局でございます。この借入人も実施機関も変更はない。したがって、我が国の中国政府に対する債権及び事業目的の確保に対する影響はない。つまり、借入人は中国政府でございます。実施機関は中国民航総局でございます。つまり、債権も確保できるし、その事業目的も確保できる、そういう点で影響はないと考えております。

しかし、我が国にとつて、本件円借款にかかわる債権保全及び案件の適正使用の確保の観点から、円借款案件完成後の維持管理体制でありますとか所有にかかわる措置の変更は重大な関心を持たざるを得ません。中国側に対して、今後、株式化などの措置がとられる場合には事前に我が国に協議をする必要があると申し入れたところ、中国側より、今回の件について、大変遺憾であり、今後このようなことがないようにしたいという回答を得ておるわけでございます。

議員がおっしゃるとおり、三五％が香港市場で売られたということでございますが、株式の六五％は国営企業が保有をしているという事実も他方ございます。

○伊藤(英)委員 本件はまたの機会に扱わせていただきます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○井奥委員長 次に、玄葉光一郎君。

○玄葉委員 民主党の玄葉光一郎です。

一月、二月、それぞれ、衆議院の外務委員会、民主党の訪問団で沖縄に行つてまいりました。その調査を踏まえて、普天間の移設問題、特に使用期限問題についてお伺いしたいと思います。

言うまでもなく、使用期限問題というのは、沖縄県や名護市が、普天間の飛行場は受け入れるけれども使用期限を十五年にという、いわば受け入れのために要求した条件をめぐる問題であります。この点について、今国会における外交演説で、河野外務大臣は、昨年十二月二十八日の閣議決定に基づき、適切な対応をすべく、全力で取り組んでいく、そうおっしゃっておられます。

それでは、閣議決定とはどんな閣議決定だったのかということでありまうけれども、使用期限問題については、政府としては、「国際情勢もあり厳しい問題がある」との認識を有しているが、沖縄県知事及び名護市長から要請がなされたことを重く受け止め、「米国防府との話し合いの中で取り上げるとともに、国際情勢の変化に対応して、本代替施設を含め、在沖縄米軍の兵力構成等の軍事態勢につき、米国防府と協議していく」、こういう閣議決定がなされて、それに基づいて、河野外務大臣は、全力で取り組んでいく、そうお答えになつておられるわけであります。

先日、コーエン国防長官がお見えになったわけでありまう。河野外務大臣も会談をされたというふうに聞いておりますけれども、その中で、この使用期限の設定の問題について取り上げたのか、あるいは兵力構成等々の軍事態勢の問題について協議をしたのか、それらも含めて期限の設定という問題についての具体的な取り組みをお伺いしたいと思ひます。

○河野国務大臣 先般、コーエン国防長官が訪日されました。その際、普天間飛行場の移設、返還問題に關しまして、私とコーエン長官との会談におきまして、私から、普天間飛行場の移設、返還に關する日本政府の立場は、先般、防衛庁長官よりコーエン長官に対し、また私からオルブラ

イト国防長官及びバーガー大統領補佐官にお伝えしたとおりだ、日本政府としては、閣議決定に従つて、引き続きSACO最終報告及び日米安保共同宣言を踏まえて米国防府と緊密に協議をしていきますという趣旨を述べました。

これに對しまして、コーエン長官からは、米国防府の立場も先般米長官にも伝えてあるとおりでありますという御発言がございました。

○玄葉委員 コーエン国防長官が、今月十七日の午前、日本記者クラブで記者会見をしておられます。その席で、報道でありますけれども、安全保障上の必要性は、その時々状況や脅威によつて決められ、人為的な限定で決まるものではないというふうに述べられ、事実上、使用期限の設定を拒否し、その上で、日本側もそうした政策を支持しているというふうに述べたという記事がございました。

そこで、外務大臣にお伺いしたいのは、できれば東総括政務次官にもお伺いできればとも思ひますが、この使用期限の設定という考え方あるいは政策、これらは正しい政策であるのか、それとも誤った政策であるのか、どうお考えになられるか、お伺いしたいと思います。

○河野国務大臣 まず申し上げられることは、知事あるいは市長の御発言、問題提起というものは、沖縄県民あるいは市民の気持ちというものを体して述べられたものというふうに私は思ひます。恐らく、知事のお気持ちの中にも市長のお気持ちの中にも、県内移設であるとか受け入れであるとか、そういったことについて決断をするという決断は、まことに正しい決断だと思いますが、苦しい決断であつたに違いないというふうに私は思つておるわけでございます。

知事の御判断は、普天間の基地の存在というのに対してさまざまな問題というものは御判断の中に入っているのだと思ひますが、そうしたあれこれを含めて、知事は知事としての判断を示され、市長は市長としての判断を示されたわけで、この御判断はやはり重いものだというところを考えなければならぬと思ひます。

政府としては、この知事、市長の御判断は重いものだというふうに受けとめておるのでございまして、この考え方が正しいか間違つていのかというところを今申し上げるよりも、沖縄県民のお気持ちを重く受けとめるという政府の認識におきまう判断をぜひ御理解いただきたいと思ひます。

○東政務次官 私にも聞いかけてあつたのですが、今河野外務大臣が申し上げたとおりでございます。それにつけ加えるものは全くありません。

○玄葉委員 知事の思い、県民の思い、これを重く受けとめる、これはもう当然のことでありまう。

ただ、私がお尋ねをしたのは、基地の使用期限を設定するということは正しい政策なのか正しくない政策なのかということを開いたわけでありまして、外務大臣、お答えをいただきたいと思ひます。

○河野国務大臣 政府としては、国際情勢もあつて大変厳しい問題であるという認識を持つておるというところでございまして。

○玄葉委員 厳しいのは当たり前でありまして、では、少しつけ加えてお聞きいたしますと、安全保障上、基地使用の期限を設定するということは、正しい考え方なのか、それとも正しくない考え方なのかですか。正しい政策なのか、誤つた政策なのかですか。その点についてお伺いしたいと思ひます。

○河野国務大臣 先ほども申し上げましたように、正しいか正しくないかというよりも、少なくとも現在我々は、知事、市長の御判断を重く受けとめる、そしてアメリカとの話し合いの中でこれを取り上げていくという態度をとつておるのでございまして、私は、このことが正しいか正しくないかというところを今ここで申し上げるだけの、そういう判断をする十分な材料というものを持っておりません。

つまり、議員のおっしゃることは、全く白紙の上で字を書くという発想でおっしゃっておられるわけ、これまでの歴史的な経緯でございまして、か、さまざまな問題を全部含めた総合的な判断とすることも必要であらうと思ひます。

私は、コーエン長官の記者会見も、一般論としてお述べになっておられる。すなわち、コーエン国防長官の発言は、記者会見の冒頭、末尾で繰り返して述べているように、日米安保共同宣言を踏まえ、日本側と緊密に協議をしていくということ、を、コーエン長官は冒頭と締めくくりの言葉としてこういうことを言っておられるわけで、今議員が引用された部分については、コーエン国防長官の一般的な議論ということであらうというふうに私は思ひます。

○玄葉委員 では、総括政務次官も同じですか。
○東政務次官 外務大臣と全く同じです。
ただ、玄葉委員はよく御案内のとおり、全くの一般論でお話をするときに、今の世界の情勢あるいはまたアジアの情勢、そういうものを厳しく観察しているときに、例えば大量破壊兵器が地域に存在しない、あるいはまたミサイルも存在しない、あるいはまた通常兵器も全くない、そういう前提であるならば、当然、議論されているときの国際情勢の厳しさという部分は払拭されるわけですね。では、そういうことをちゃんと考えた上でどういうふうにするのかという視点を、常に安全保障の問題であるならば考えておかなければならないじゃないでしょうか。それを全く無視した形で安全保障論というのは、政策というものは語ることではないわけですから。

それを踏まえた上で、大臣が何度も何度もおっしゃられるとおり、閣議決定を踏まえた上で、県知事並びに市長の決意、また沖縄県民の心、また市民の心を踏まえた上でこの問題に対して対処していく、それに尽きるだらうと思ひます。

○玄葉委員 いわば安全保障上は、一般論として言えば、基地使用の期限の設定は日本政府としては正しい政策とは思ひない、そういうことですか。

ね。別に私、言葉をとるために申し上げているわけじゃないんですよ。本当に議論するために申し上げているんですよ。本間に議論するために申し上げているんですよ。つまり、この手の話は、ともあると思ひます。つまり、一つのケース、パイ・ケースといひますか、一つ一つの問題についてしっかりと話し合うべきものであつて、一般的なマニュアルに当てはめてイエスとかノーとか、正しいとか正しくないとかという判断をする問題ではないというふうに思ひます。

○玄葉委員 では、必ずしも誤った政策とは言えない、基地使用の期限の設定は誤った政策とは言えないということであれば、日本政府としては日本の国益からして、この基地使用を十五年にするというところについて米国の側に、取り上げる、あるいは単に伝える以上のことを、今後交渉して、かち取るという言葉が適当かどうかかわかりませんが、れども、やっていくおつもりがあるということと解釈してよろしいですか。

○河野国務大臣 もう一度申し上げますが、普天間飛行場の代替施設の使用期限問題につきましては、政府としては、昨年末の閣議決定にあるとおり、国際情勢もあり、厳しい問題であるとの認識を持っておりまして、沖縄県知事及び名護市長からの御要請があつたことを重く受けとめまして、これをアメリカ政府との話し合いの中で取り上げたところであり、今後国際情勢の変化に対応して、本代替施設を含めて在沖縄米軍の兵力構成などの軍事態勢につき、米政府と協議をしていく考えであります。

○玄葉委員 今の答弁では全く質問に答えていない。だから、私は、何度も言ひますけれども、基地使用の期限の設定という問題について、正しいのか誤っているのか、もし誤っていないんだということであれば、取り上げる以上のことをこれから、それであれば可能性としてでも結構ですよ、可能性としていくおつもりがあるのかないのかというのを聞いていくわけですよ。

○河野国務大臣 全く繰り返して申し上げてありますが、せんが、正しい、正しくないという判断を今持っているわけではございせんが、米政府と協議をしていくということは申し上げていいと思ひます。

○玄葉委員 私がどうしてこういふことを申し上げるかという、ボーズだけとていくというの、一番よくない、そう思っているからなんです。つまり、実は私自身は、安全保障上、基地使用の期限の設定を十五年に限定するという政策は正しい政策とは思ひないです。私は、いづれにしてもボーズだけとていくというのが一番いい。つまり、言葉で逃げられる問題なのかということ、それから恐らく河野外務大臣は米国の外務大臣と何回か会談されていく。瓦防衛庁長官も国防の会談、どうしていくのか。これを協議していくんだということになれば、沖縄の皆さんはいつに期待度が高まりますよ。

私は、私の考えを言へば、いづれにしてもはっきりさせた方がいいと思ひます。これは正しくない政策なんだ、しかし、外務大臣がおっしゃったように、県民の皆様様のこれまでの経緯、歴史的な重みを受けとめれば、その言葉を重く受けとめて取り上げていく、しかし、交渉してかち取るといふことはしないんだつたらしない、そのかわり、例えばこうだ、例えば本土移転も視野に入れてこれから基地の問題を考えていくんだというふうに言うのか。それとも、これは正しい政策だから、誤っていないからかち取っていくんだということなのか。私は、はっきりさせるべきだろう、そう思つて聞いているわけですよ。

むしろ、非常に心配をしています。つまり、ボーズだけとていく、その姿勢が沖縄県民に、いわばいたづらに期待度を高めて、その結果、大きなうねをついたような感じを持たれるのではなからうか、そのことを非常に危惧して聞いているわけですよ。いかがでありますしょうか。

○河野国務大臣 御心配をいただいて大変ありがたい。たくさんお礼を申し上げますが、私がこれからやるべきことは二つでございます。一つは、米政府と協議をするということ。もう一つは、外交政策あるいは外交努力によって国際情勢を肯定的に変化させていく努力をする。この二つが私がやらなければならない重要な仕事というふうに心得ております。

○玄葉委員 普天間の解決への道筋が、私には外務大臣の御答弁からは見えません。どういふプロセスで、どういふ道筋でこの普天間の解決をしていくとお考えになれるのか、もう一度御答弁願ひます。

○河野国務大臣 先ほどから繰り返しの御答弁で申し上げてございせんが、私としては、小淵内閣として、閣議決定をした内閣としての方針をもって米政府と協議をするということ以外に、今申し上げるべきものはございせん。

○玄葉委員 では、もう一回確認します。
閣議決定は、米政府との話し合いの中でこの使用期限問題については取り上げるとともに、軍事態勢全般について、つまり兵力構成等の軍事態勢、これは多分海兵隊とか、そういう軍事態勢について協議するということで、取り上げる以上のことはしないということでしょう。そういうことですね。はっきりさせた方が私はいいと思ひます。

○河野国務大臣 先ほどから、協議をしていくと申し上げております。

○玄葉委員 では、確認をしたいと思ひますけれども、この閣議決定は、一在沖縄米軍の兵力構成等の軍事態勢につき、米政府と協議していく、こうありますけれども、これは使用期限の十五年問題も含めて協議していくというふうに理解してよろしいわけですか。

○河野国務大臣 普天間の移設問題についての代替施設の問題についての閣議決定でございまして、そこには含まれていないというふうに理解していただいて結構でございます。

○玄葉委員 私、少し明らかにしたことがこの

委員会でありました。

私は、この十五年問題というのは、単に、日本政府としては基本的に正しい政策ではないと考えているというふうに考えておりました。したがって、取り上げ、伝えるだけでそれ以上のことはしていかないだろうというふうに考えておりましたけれども、そうではない、協議して、場合によってはこの十五年の期限の設定を打ち取っていただく、そういう姿勢だというふうにこの委員会では私は認識を新たにしようか、認識を変えようか、それが正しいか否かは別として、そういうふうな理解をしてよろしいわけですね。もう一度確認をさせていただきます。

○河野国務大臣 繰り返してまことに恐縮でございますが、政府として代替施設の使用期限につきましては、国際情勢もあり厳しい問題があるとの認識を有しておりますが、知事、市長からの要請がなされていることを重く受けとめ、これを米政府との話し合いの中で取り上げるとともに、国際情勢の変化に対応して、本代替施設を含め、在沖米軍の兵力構成等の軍事態勢につき、米政府と協議していくこととするというのが閣議の決定でございます。

○玄葉委員 私は、何か外務大臣の意思が見えない。そして、普天間問題についての解決の道筋が本当に見えないです。非常に心配もしております。

我々としては、そもそも、狭い沖縄県内だけで広大な基地の整理、統合、縮小ということを実現するのはやはり限界があるのだから、そういう認識をしています。したがって、無理が生じてきているなど、ですから、先ほども申し上げたように、本土への移転も視野に入れたSACOの再検討などを考えていく必要があるのではないだろうか、そう考えているわけでありまして。

もう一度お聞きしたいと思えますけれども、また同じ答弁にしなければならないのかどうか。米政府と協議をして、期限の設定、十五年問題については、場合によっては打ち取る意思が、こ

れは外務大臣からしたら、今の答弁からすると打ち取るというふうに理解していいのかなと思つたんですけれども、打ち取る意思があるのかどうなのか、それとも、沖縄県あるいは名護市の皆さんに、この条件はやはり厳しいし、本来、安全保障上正しい政策とは言えないので、撤回をお願いするのか、あるいは条件を緩くしてもらおうかをお願いしていくつもりなのか、その点について伺いをしたいと思います。

○河野国務大臣 国際情勢もあり厳しい問題があるということも、閣議の決定の中にはそういう認識も入っているわけでありまして、国際情勢もあつて厳しい問題があるという認識は持っているけれども、やはり、知事、市長の要請というものがあるんだよ、だからそれは重く受けとめますというのを閣議の認識として述べているわけですね。これが我々の基本的な認識でございます。

そして、国際情勢の変化というものにも対応して、代替施設を含め、在沖米軍の兵力構成などの軍事態勢についてアメリカ政府と協議していくこととするというのが閣議の決定でございます。それから、この閣議決定に沿って私も米側と話し合っていくということであるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○玄葉委員 何か私は非常に心配ですね。ポーズだけとっていく、そういうふうな聞こえる。その結果、沖縄県民の期待は高まる、現実には打ち取れない、そういうことになるのではないだろうか、そう危惧をしています。言葉で逃げられる問題ではない、はつきりさせて進めたい方がよいと自分自身の考え方も申し上げさせていたいただきたいと思ひます。

次に、サミットのこともお尋ねをしたいと思ひますけれども、まず、なぜ沖縄でサミットを行うのか、この点についてお伺いをしたいと思ひます。

○河野国務大臣 サミットをどこで行うか、これはいろいろ議論がございました。世界各国、八カ

国でサミットが行われるわけでありましてけれども、過去三回同じ場所、つまり東京で行った、同じ場所で行ったという国は余りないわけでございます。日本としても、今回は東京を離れて地方で開催をしようかというところがまず基本的認識としてあつたと思ひます。

地方で開催をするという点について、地方各地から大変熱い誘致の申し出がございました。全国各地から我が方でサミットを開催すべしという御要請があつたのを、最終的に小沢総理の御決断で沖縄ということに決まったわけでございますが、小沢総理は、沖縄決断について、もろもろの思いがありましたというのを言っております。

そのもろもろの思いはまさにもろもろの思いなのだと思いますが、その中には、沖縄県民の熱いサミット誘致への気持ちというものが非常に強かつたということも一つあると思ひます。さらには、沖縄が持つ歴史ある文化、そういったものにも総理は着目されたかもしれません。また、これを機会に、沖縄県民が新たな生き方といふものを見つけたら、経済構造を含めたそういうものを見つけたら、一つのことになるかもしれないというところもあるいはあつたかもしれません。

とにかく、もろもろの思いを込めて沖縄にしました、その大きな理由の一つは、知事を初めとする沖縄県民の熱い誘致への気持ちでありました、こういうふうには聞いております。

○玄葉委員 サミットの開催地に沖縄が決定された直後の記者会見で、稲嶺知事は、県民に基地の整理縮小の要望があることも十分認識してもらえはるはずだというふうに述べておられます。

当時の野中官房長官は、県民の中には沖縄の米軍基地の現状を見てもうたいたいと思ひがあるという質問に、日本政府はそのことを十分認識しておられるわけでありまして、さういふ思いをどういうふうには沖縄のサミットに具現化していくつもりか、お尋ねをしたいと思ひます。

○河野国務大臣 アメリカのクリントン大統領も、沖縄県民のお気持ちについて自分十分センシティブだということを言っておられました。これはまさに今議員がおっしゃったことへの答えであらうと思ひます。

○玄葉委員 沖縄でサミットを行う意味というものをどのように考えるのか、これは多角的に考えていかなきゃいけないと思ひますけれども、その大切な一つに、この基地の問題というのはどうしても避けて通れないのだから、さう思うわけでありまして、稲嶺県政も知事選で、沖縄の心を世界へといつて、米軍基地の現状を見てもらうのだというのをいわばスローガンにして戦つておられたようでありまして。

私は、この沖縄サミットで基地の問題がどう取り扱われるのかというところに大変興味がありますけれども、これはどのような取り扱いがなされるのでしょうか。日米首脳会談もございまして、あるいは外相会談等々もあるでしょうけれども、いかがでありますでしょうか。

○河野国務大臣 まだサミットの議題が正式に決まっておりますけれども、さういふことからは、確たることを申し上げることはできませんけれども、ただ、サミットの議題の中には、やはりもう少しグローバルな問題を議論しようというG8のメンバー国の意見というところがあるというところは我々も承知しております。

議員御承知のとおり、やはりサミットでございますから、少なくとも、二十一世紀を視野に入れて、国際社会がどういうことに注意を払い、どういふ問題を克服し、どういふ安心を得て、明後年二十一世紀を展望することができるといふことが、恐らく八カ国の首脳議論としてはさういふテーマに向かつて絞られていくのではないかとさういふふうに思っております。

他方、今議員がおっしゃった、沖縄の現状というものは、とにかく現地に來られるわけですから、現地に來られた首脳の方々が沖縄の現状というものを肌で感じられるということは間違いない

いことだというふうに思います。

○玄葉委員 沖縄でサミットが行われる意味、また、先ほど外務大臣がおっしゃったように、沖縄返還後アメリカの大統領が初めて沖縄の地におり立つ意味というものを考えると、この沖縄サミットでは、特にこれはバイの、二国間であってもいいわけでありませうけれども、基地の問題について一定の前進が得られる一つの機会にしなければならぬのだらう、そうすべきだらう、そう考えるわけでありませう。その点についていかがお考えですか。

○河野国務大臣 アメリカ大統領は、自分は沖縄に行くことを非常に楽しみにしているという意味のことをおっしゃっておられたと記憶をいたしてありますが、沖縄の問題が日米両国の首脳によって話をされる、つまり日米首脳会談というものが行われ、これも、いつ、どこでやるかということについてもまだはっきりいたしておりませんが、いずれにせよ行われるであろうという予測はできると思いますが、その日米首脳会談でどういう問題が取り上げられるか、どういうふうな議論がなされるかということについては、まだこれから我々、準備の作業で整理をしていかなければならない問題だというふうに思っております。

○玄葉委員 やはり、今ポールは、この普天間の移設の問題などは特にそうでありませうけれども、日本側にあるわけでありませうから、沖縄サミットをある意味ではこれにして基地の整理縮小に向かっているというところは、私は逃げないで行っていただきたいと思います。

よく沖縄サミットの成功と、先ほど赤松委員からも話がありましたけれども、沖縄サミットの成功、成功という言葉が新聞等々あるいはテレビなどでも躍っているわけでありませうけれども、では、沖縄サミットの成功とは一体何なんだらう、何をもって成功というのかということは考えていかなければならぬんだらうと私は思っています。たくさんあるとは思いますが、その一つ

の重要な側面として、この基地の問題というのはどうしても、沖縄で開催をする以上は、そのリスクをある意味では日本政府はみずから背負ったわけでありませうから、そのリスクから逃げないで基地の問題にやはり取り組みをしていただきたいと思います。

沖縄サミットの成功という言葉を使うときに、私は、基地の問題に一定の前進が得られずして沖縄サミットの成功という言葉は沖縄サミット後に使っていたらだいたくなくとあらかじめ申し上げておきたいし、注文しておきたいし、くぎを刺しておきたい、そう思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○河野国務大臣 私、先ほど赤松議員にお答えをいたしましたけれども、サミットの成功というものは、語られる人あるいはそれぞれの役割によっていろいろな成功というふうなものがある。ロジスティックを担当する人にとって成功といえれば、全く無事にサミットが終了すれば成功とおっしゃるかもしれないし、外交担当者からすれば、また成功という意味は違いますが、沖縄の方から見れば、沖縄の方としてのサミットに対する期待がありませうから、その期待にだけだけ結果が合っていたかということによるんだらうというふうに思います。

ただ、余計なことかもしれませんが、サミットというものは一体何かということについて、我々はこれから先もう少し先進国の首脳、G8の首脳の皆さんに、サミットというものは、とりわけ今回のサミットというものはどういふものかということ、十分、お互いの考え方を示していただいて、一体何を今回の沖縄サミットの最も重要なテーマとするか、それが八カ国の首脳によつて合意できるかという議論もしていかなければならぬという問題が残っているということだけは、ぜひ議員に御理解をいただきたい。

○玄葉委員 一言だけ。

そもそもサミットとは何かということとは重々承知をして申し上げているわけございまして、基

地の問題から逃げないで取り組んでほしい、そう思います。以上です。

○井奥委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十三分休憩

午後一時開議

○井奥委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。松本善明君。

○松本善明委員 外務大臣に、まず三沢の在日米軍の問題についてお聞きをしたいと思います。

アメリカの太平洋軍は、三沢基地の第三五航空団をアメリカ空軍で構成されている航空遠征軍に正式に編入したことを発表いたしました。外務省はこのことを把握していたかどうか、あるいは米側に照会をして説明を受けるか確認をしていたか、このことをまず伺いたいと思います。

○河野国務大臣 二月二十九日、米空軍が三沢飛行場第三五航空団第一三飛行隊所属のF16CJ戦闘機八機と約二百七十名の支援要員を、第五航空遠征軍の一部として、サザンウォッチ作戦のため湾岸地域に展開する旨発表したこと承知してあります。

○松本善明委員 これは正式に第五航空遠征軍の構成部隊になったということと派遣をされたんだと思いますが、そういうふうな確認をされていますか。

○河野国務大臣 第五航空遠征軍の一部として編入をされたこと。

○松本善明委員 外務大臣が御答弁されたとおりでございますが、そうすると、この航空遠征軍がどういふ性格のものかということが問題になると思っています。

これは、太平洋空軍のホームページにあります。太平洋空軍ニュースで詳細に明らかにされているものでございませうけれども、太平洋空軍ニュースは二月二十九日付のものです。もちろん外務大臣、こちらからもお渡ししましたのでお読みいた

だいていと思いが、この記事は、今回の新たな事実として、三沢の部隊が航空遠征軍に、今後十五カ月のローテーションで一回につき三カ月間遠征軍の展開任務に当たるということが明記をされております。

これまでも、在日米軍が一時的にイラクなどの極東を離れた海外で活動することはありましたが、今までと全く違うのは、サザンウォッチ作戦、イラクの飛行禁止区域を南から監視する作戦ですね、このサザンウォッチ作戦という海外での明確な作戦任務を与えられた遠征軍部隊の正式な構成部隊に体制上組み込まれたということが問題だと思えます。

この航空遠征軍は部隊の展開に計画性がありまして、スケジュールに従ってローテーションで展開任務が与えられているという恒常的な体制であります。これに基づいて、ことしの六月には、三沢の第一四航空中隊も第七航空遠征軍の部隊として海外での任務に出席する予定というふうになっております。だから、一三航空中隊が行って帰ってきたら今度は第一四航空中隊が行く、こういう形でローテーションを組んで航空遠征軍の正式の部隊として活動する、こういうことなんです。そうなりますと、申し上げるまでもなく、日米安保条約の六条で決まっておりますことは、極東における国際の平和と安全の維持に寄与するために米軍はいることができる、日本の安全はもろんですが、ということなんです。イラクが極東の範囲でないことは明白であります。ここに恒常的に行くという部隊、イラクの作戦に恒常的に参加をする部隊に三沢の空軍が正式に編入されたということなんです。

これは、いわゆる極東の平和と安全のみならず、アメリカ軍の世界的な戦略に沿って在日米軍が活動する、これは明白に日米安保条約の六条を逸脱したということになるのではないかと思います。外務大臣はどのような見解をお持ちでありますか。

○河野国務大臣 日米安保条約第六条は、米軍が我が国及び極東の平和と安全の維持に寄与するた

めに、我が国において施設・区域を使用すること
を認めているわけでございます。我が国の施設・
区域を使用する米軍が、その抑止力をもって我が
国及び極東の平和と安全の維持に寄与しているこ
とは明らかであつて、このような実態にある以上、
その米軍の個々の部隊が極東以外の地域に赴き、
またほかの地域から帰投するといった行動を
とつたとしても日米安保条約上問題はないわけ
でありまして、このような意味で、日米安保条約
は、我が国の施設・区域を使用する米軍の任務を
極東の地域内に限定しているわけではありませ
ん。

○松本(善)委員 外務大臣、問題を理解してい
だいていただくか。今まではそういうふうな答
弁をしていただいております。けれども、今回は少
し違つたわけですよ。恒常的に、極東ではないイ
ラク、今回の場合はイラクですね、イラクに出動
する部隊としてその部隊が編入された。だから、日
本に在る部隊の恒常的な任務がイラク作戦も含
まれることになる。

これは、極東の平和と安全のためにいるとい
う部隊がたまたま別の任務を負つたということでは
ないのですよ。今まではそういうことで説明して
いました。ところが、今回は恒常的な部隊に編成
された。このところはどうか、外務大臣も外務
省もともに考えていなかったんではないかな
と、今の御答弁の様子を見ますと思うわけです。
何とお考えになりますか。

かみ合うように、委員会を無難に過ぎすとい
うんじやなくて、はっきりと、先ほど来ははっきり
答えるべきだということが自民党の議員からも言
われておりましたけれども、やはりこれは国民の
前に問題点を明らかにする場所なんです。私の
指摘した問題点がどうなのかということが、この
議事録を読んだ国民がわかるように答弁してい
たきたいと思います。

○河野国務大臣 この航空宇宙遠征部隊という
のは、アメリカの本土空軍、予備役空軍及び海外に
駐留する米軍の一部を十個の航空宇宙遠征軍に分
けまして、二個遠征軍ごとにローテーションを組

んで、一回九十日を基準として海外に展開するも
のであつて、突発する地域紛争に空軍戦力を迅速
に展開させるため、及び海外における展開兵力の
効率の運用を図ろうというものがこの計画の趣
旨だと言われているわけでございます。こうい
う意味におきまして、先ほど来申し上げておりま
すように、六条の規定を逸脱するというふうには
思いません。

○松本(善)委員 大臣、私の問題提起を御理解
いただいているでしょうか。お読みになったことは
そのとおりですよ。それですけれども、私の言っ
ているのは、そういう部隊ですよ、恒常的に極東
以外で活動するというふうになつていく部隊に組
み入れられた、あなたは先ほど編入されたとい
ふに答へられた、そういう部隊になつたんです
よ。それを恒常的な任務、極東以外の戦場任務で
すね、サザンウオッチ作戦もそうですが、恒常的
にローテーションを組んで極東以外の戦場任務に
つくことが決まつていく部隊、それが日本に在る
ということ、極東の平和と安全のために米軍が
日本に在るということから違ふんじやないです
か。やはり、極東の平和と安全以外の任務を持
つた、米軍の全体の行動の中に組み入れられて
いる、そういうところのけじめは全くなつてい
ない。文章をお読みになるより、私の聞いたこと
にかみ合うように、なるほどそれについては政府
はどう考えているんだということがわかるように
答弁していただきたい。それが本来の答弁の趣旨
だと思ふんですが、ひとつ御答弁をいただきたい
と思ひます。

○河野国務大臣 恒常的なものではない、ロー
テーションに組み入れられているものだといふこ
とを議員もおっしゃつておられるわけで、私も先
ほど、これはローテーションの一部になつてい
るというふうな我々の認識を申し上げたわけだ
と。これが、もしローテーションではなくて恒常的
にそのものだといふことになれば、議員の御指摘が
やや我々に理解ができるのですが、ローテーシ
ンで入つていくという実態から見ると、どうも
議員の御心配といひますか御質問が、我々にはよ

く理解できないわけでございます。
○松本(善)委員 大分近くなつてきたんですが
ローテーションを組むというのは、定期的に行
くということなんです。第一三航空中隊が行つ
た後は、今度は第一四航空中隊が行くんです。
だから、ローテーションといつても、それはど
の部隊だつてずうつと行きつ放しということでは
ないでしよう。だから、それはローテーション
を組むんですよ。組むんだけれども、その任務が
恒常的にあるということなんです。ローテー
ションを組むということが恒常的でないというよ
うなことになるんですよ、日本語としても。どう
ですか。

○河野国務大臣 イラク南部の飛行禁止区域の監
視ということが一つの任務だ、こういうふうな言
われているわけでございますが、このサザンウ
オッチ作戦、イラク南部飛行禁止区域監視とい
うものが恒常的に続いているものかどうかとい
う問題もあるだろうと思ひますし、私は、恒常的
という意味をどういふふうに議員がお考えにな
つておられるかということをお伺ひをしたい
と思ひます。

○松本(善)委員 サザンウオッチ作戦というの
は、南側から監視するんですよ。それで、ノーザ
ンウオッチ作戦というのは、トルコ側から監視す
る。これは米軍のイラクに対する作戦なんですよ。
それに、どの部隊も全部それはローテーション
を組んで行きますよ、アメリカに在る部隊だつ
て。その任務は、航空遠征軍というアメリカの世
界的な戦略といひますか、そういう部隊の中に組
み込まれている。だから、これはローテーション
を組んでいるから恒常的ではない、それはもう到
底通用しません。やはり、恒常的にイラク作戦
に、今はイラク作戦ですよ、だけれども、航空遠
征軍といふのは、イラク作戦でなくとも全世界
に展開をやるんですよ。そこに編入されたとい
うことが重大だと思ひないかと。今までと差がある
んです。

これはもう、空軍ニュースのインターネットを
見ても明白に差があります。これは司令官も全部
言つています。今までは違ふといふことをは
きり言つています。検討が不十分ならば、これか
らもう一回検討するとお答えいただきたいし、今
の答弁では到底わからないですよ。ちゃんとや
り国民にわかるようにお答えをいただきたい。
○河野国務大臣 今まさに議員がお話になりま
した、イラクにおける作戦が終つた別のところ
へ行くだらうということをおっしゃつたと思ひま
すが、我が国の施設・区域を使用する米軍がもし
こういうことが認められないということになれ
ば、我が国の施設・区域を使用する米軍はいわ
ゆる極東とは関係のない地域に赴くことが認めら
れないということになれば、我が国の施設・区域を
使用する米軍は、いわゆる極東との関係のない地
域で行動できないということになるわけでありま
すが、これは、必要に応じて必要な場所に移動す
るという軍隊の有する機動性という属性からして不
合理ではないでしようか。日米安保条約は、こう
した不合理なことを想定しているとは私は考へて
おりません。

○松本(善)委員 大臣、私どもは今の見解にも反
対ですが、それは、航空遠征軍に編入をされる前
の答弁と何も変わらないんですよ。
私が提起をしているのは、そういう航空遠征軍
に編入された。あなたも、編入された。恒常
的にその任務を持つ部隊に入つたんですよ。その
問題を今までと同じように考えられているとい
うのは、やはり安保条約を幾らでも広げて考へる
という、本当にけじめのない、そういうことをや
っていると、もうアメリカにばかりにされ通すと思
ひます。これについて何の一言も言わない
で、何でもどうぞおやりください。もう条約は
あつてなきがごとしということにならうかと思
ひます。

今の答弁では到底納得しない。私が納得しない
だけでなくて、国民はみんな納得しないと思ひま
す。そういうことでやろうとすることについて敢
しく抗議をいたしまして、次の問題に移らうと思
ひます。もし何か言いたいことがあれば、後で

言っていただけでも結構ですけれども。もう一つは、山梨で起こりました低空飛行の問題なんです。

これは、低空飛行の問題、何回もやりました。また起こっている。昨年の十二月ごろからこの二月にかけて、山梨県の富士川や早川沿いの地域で、戦闘機の低空飛行が多くの住民によって目撃をされております。低空飛行の目撃が集中したのは二月十五日から十七日でありまして、場所は、国道五十二号とJR身延線が並行して走る狭い山間地であります。

それで、ある程度資料もお渡しをいたしましたけれども、ちょっと、外務大臣、物を見ながら……。

その普通の写真は十六日のものです。書いてあるように、十六日に写したものです。それから、林が写っている上に乗っているのが、これは十七日のものです。それぞれ説明があります。

それで、三枚つづりのものは、これはYBSテレビのニュース番組で、飛んでいるところを写したものです。それで、外務大臣のところに行っています。委員の皆さんにちょっとテレビのテロップだけ読みますと、「二機は南から北に来て南へと飛び去った」と。二月十六日の夕方の放映です。「国道五十二号線沿いの相又や早川のあたりで曲芸飛行をしている」、次のものは、「十一時十分頃、これは午前中ですね、F14トムキャットが富士川や山沿いを飛んでいた。これは、テロップは米軍のコメントでしょうね。『海軍配備の機体の飛行の確認を急いでいる』」戦闘機はF14トムキャットか、こういうテロップをつけて山梨のテレビが放映したわけです。これは、見ている人もいっぱいいるし、写真もあるというものです。

写真から見ると、これがもう間違いなくF14だと素人でもわかります。可変翼を持ったものです。これは、主翼の幅が細い形状から見ますと、可変翼を持った米空母艦載機のF14ということがほとんど間違いのない。専門家から見れば一通にわかると思います。テロップもそういうふう

言っていますから。これが出て、関係の町長さんたちがみんな、とんでもないということになったわけです。

それで、これは身延山のロープウエーのそばなんです。下手をしたらイタリアの事故みたいなことになりかねない。それで、身延山の久遠寺のロープウエーで働いている男性は、十五日の朝十時二十分のゴンドラで頂上の仕事場に向かっているときでした。真横をすごい速さで戦闘機が飛んできた。しばらくすると今度は複数の戦闘機が富士川から身延山の中腹をかすめるようにすごい音を出しながら飛ぶのがここから見えた。ロープウエーが切断されるんじゃないかと恐ろしかったという体験を語っています。

それで、その辻さんという早川の町長さんは、十六、十七日に米軍機が飛来した、すごい爆音に驚いたり、恐ろしかったという町民からの問い合わせの電話が役場にあった、昨年の十二月三日にも見たという住民もいる、この早川沿いには水力発電施設や送電線、林業用のワイヤのほかに町民の飲料水用のパイプが沢に張られており、米軍機がこれに接触でもしたら大変な事故になる、米軍のパイロットは脱出装置で飛び出せばよいが、住民はたまったものではない、こんな危険な低空飛行はやめてもらいたい。

それから身延の町長、南部の町長、中富の町長、飯沢の町長さん、市川大門の町長さん、六郷の町長さん、これは事故が起ったからではもう取り返しがつかないんだということで、住民の安全のために放置できないとみんな言っているんです。

それで、山梨県の北富士演習場対策課ではこの問題では横浜防衛施設局に対して、戦闘機の所属、機種、飛行の目的、今後の訓練予定、飛行に関する法的規制の有無、この五点について質問書を出したということですが、今の段階では何の返事もないということです。

防衛施設庁長官、この質問書が出されたことは知っているのかどうか、米軍に照会したのかどうか、米軍機であることを確認したのかどうか、伺

いたいと思います。

○大森政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の点につきましては私どもも承知しております。先月の十七日に山梨県の方から横浜防衛施設局に照会がございました。これを受けまして横浜防衛施設局は翌日の十八日に厚木の米海軍に文書をもたして事実関係の照会を行っておりますけれども、現在に至りましてもまだ回答がないわけでございます。私どももいたしましては再三回答を督促しているところでございます。また、厚木の米海軍の上級司令部に当たります横須賀の在日米海軍司令部、また横田の在日米軍司令部にも照会いたしまして回答を督促しているところでございます。

○松本(善)委員 これは二月ですが、十二月ごろから起こっていて、いまだに返事がないというのはい体どういことだろうか。

外務大臣、これはどう思いますか。日本の国民の安全の問題ですよ。日本の空の主権の問題ですよ。何と申しますか。いまだに何の返事もありません。外務大臣、どうお考えか、お聞きしましょう。

○河野国務大臣 低空飛行の問題は、これまで何度か、こうした低空飛行を体験した方々から連絡がございまして、私からもアメリカ政府あるいは米軍関係者に注意を喚起したところでございます。

もちろん、一般論として、米軍が行う訓練は日米安保条約の目的達成のために必要であるということはあるとしても、この低空飛行が安全に行われる、あるいは住民の理解を得て行われるということが大事であろうというふうに私は考えております。それから、米政府あるいは米軍に対して、低空飛行問題については繰り返し注意を喚起してまいりました。米軍からは、十分注意をされてやっております。あるいは、日本の法律あるいは米国の法律、そういったものを遵守して自分たちは行うことは当然であるという旨の話が返ってきております。

今の山梨県の問題については、私も今初めて伺いましたけれども、これらの問題についても、我々

らさらに米側にも問題を提起してみたいというふうに思います。

○松本(善)委員 いや、一般論じゃなくて、これはもう本当に具体的な問題なので聞きますが、防衛庁の運用局長、来ていただいていると思うが、自衛隊機が二月十五日から十七日にかけて山梨県で今言ったような低空飛行訓練をやったことはありますか。

○柳澤政府参考人 お答えいたします。御指摘の日にこの間に、先生先ほど言っておられた身延山とか早川とか、あちらの方面で飛行しておりました自衛隊の戦闘機はないものと確認しております。

○松本(善)委員 自衛隊ではない。運輸省に聞きますが、十五日から十七日にかけて他国の航空機の飛行に関する届け出や記録が残っているか。全体を聞きたいんですが、何か一遍に調べることはできないというお話で十七日を調べていただいたわけですが、十七日にそういう記録がありませんか。

○岩村政府参考人 運輸省で調査いたしましたところ、二月の十七日に他国の戦闘機が、先生御指摘の富士川、早川沿い、すなわち行政区画で見ますと山梨県の市川大門町、六郷町、中富町近辺、この上空を通過地点とする飛行計画についての通報はございません。

○松本(善)委員 今言ったように、自衛隊機でもない、それから届け出もない、わからないというたら国籍不明機か米軍機かということになるんです。

外務大臣、いいですか、私はこういう問題、本当は防衛施設庁が、問い合わせがあったらすぐ私が今やったように自衛隊機はどうだ、届け出はどうだと調べて、米軍以外ないじゃないかということならそれに対処しなければならぬ。何もやらないという。今の状況を、私が聞いたことを本当は防衛施設庁がやるべきことなんです。政府がやるべきことなんです。そして、米軍にわかりませんでは済まぬぞということをやるべきなん

です。

外務大臣、どう思いますか。この対応は、一体日本の国民の安全を本當に考えているのかということと違ひますか。外務大臣の答弁を伺いたい。

○河野国務大臣 先ほども御答弁申し上げましたように、これまでも、低空飛行による体験を訴えてこられた方がおられます。そうした場合に、私も、米軍に対して事実関係を確認すると同時に、米軍に十分安全が確認されているかどうかという点について話をしていくわけだ。と、私は、今回の問題に米側が何にも対処をしなかったというのはいささか理由がよくわかりませんが、日本とアメリカとの信頼関係からいえば、松本議員がおっしゃるような、あれこれ詰めて、最後に、詰め将棋で、おまえ以外にないだろうと言わなくても、米側に問い合わせてくるといふふうに私は思っております。

今回の場合になぜそうできなかったか、私には何かよく、理由があつたかどうか存じませんが、これまで果敢にわたつて、こういう問題があつたときには、日米関係というものの信頼の上に、双方が誠意を持って対応してきたというふうに私は理解しております。

○松本(善)委員 そうじゃないことがあるんですよ。

この間宮城県で、小沢さんが外務大臣のときです、米軍は飛んでいないということ、それで終わりになつてしまつた。それは、後から私の部屋へ来た米軍だつたと言つたけれども、議事録上は国籍不明機になってしまふ。そういうふうな対応はもう絶対に許されたいと思ひます。

一般論ではなく、具体論です。これはもう下手をしたら、イタリアみたいになつて、ロープウエーが切斷されて、人身事故になるかもしれないといふことば詰まつた問題です。起こつてからではしょうがないんですよ。やはり緊急対応が、調べ、では、こういうことが起こらないようにどうしたらいいかといふことをやらなければならぬ。私は、そういう点でいいますと、防衛施設庁

もそうだけれども、外務省も対応が非常に弱いと思ひます。

その例として一つ聞きますが、昨年の八月六日、この委員会では、陸前高田の在住の伊勢さんという人が自宅の上空を飛ぶF16を撮影して、水準器などを使って、飛行高度は二百八十メートル、誤差を考慮しても二百七十から二百九十メートル、詳細な算式を示して紹介をいたしました。二百八十メートルだとすれば、日米間の確認済みの最低飛行高度三百メートルに違反していた可能性があるとお尋ねしたところが、当時の外務省竹内北米局長からは、外務省としてもできるだけの調査をして、当然努力をしたいという答弁がありました。

昨年の八月からの間に外務省は一体何をやつたんですか、この問題については。

○河野国務大臣 委員御指摘の件につきまして、事実関係を外務省から在京米大を通じて確認をいたしました。昨年八月の本委員会において御指摘のあつた期日、すなわち平成十年十一月二十日に米軍所属のF16が当該地域を飛行していたかどうかは確認できませんということでございます。

○松本(善)委員 それで、そのまゝなんですよ。それっきりなんですよ。どうですか。それ以外はやつていないんですよ。外務大臣。違いますか。そのほかにはやりましたか。

○河野国務大臣 その他の作業があつたという報告を聞いておりません。

○松本(善)委員 だから、そこが問題なんです。米軍に確かめて、わかりませんかと言つたら終わりだ。そうしたならば国籍不明機だ。そうなら本当は自衛隊はスクランブルをかけないかぬところでしょう。何の対応もしていないわけですよ。

私は、外務大臣、ちょっとお聞きください。竹内さんに質問したときは、写真から計算方式から全部お渡ししたんですよ。そうしたら、当然に外務省はその計算方式が正しいかどうかといふことを確認し、これはやはり米軍だといふことならば、米軍が知りませんと言つたら、とんでもない

じゃないかといふことで対応をしなければならぬ、それが日本の政府じゃないですか。山梨の問題にせよ今の問題にせよ、もう本當にアメリカの言いなりですよ。それでいいの。私は、そんなことはいつまでもいつまでも許されることでは絶対にないと思ひます。

山梨の問題、本當に人命にかかわる問題です。すぐ調査をして、これに対してどう対応するかということをやりますか。

○河野国務大臣 十分調査してみます。

低空飛行訓練というものの必要性については、我々もこれを認めざるを得ないと思ひます。先ほど申し上げましたように、この手の訓練が日米安保条約の目的を達成するために必要だといふことがあれば、それは認めざるを得ないと思ひます。その方法等については、日本の法令、法規に十分照らして行われなければならないといふふうに思ひます。この点は繰り返して、先ほど来申し上げておりますように、米軍、かなりのハイレベルに私からも申し入れをしておりますし、在日の米軍に対しても果敢に注意を喚起しております。

山梨の低空飛行が本来の法規に照らして正しい飛行であつたかどうかといふ点についても、これはもう今や調査のしようもないように思ひますけれども、もし可能であるならば何らかの確認をいたしたいといふふうに思ひます。確認することの難しさといふことも、これは議員も御理解いただけると思ひますが、私としては誠意を持って対応してみたいと思ひます。

○松本(善)委員 時間でありましてので終わります。確認のしようがないことないんですよ。テレビ局はちゃんとビデオに撮っているわけでしょう。きょうお渡ししただけでなく、写真もいっぱいあります。調べようと思ひば幾らでも調べられます。

これは、安保条約に対する意見の違いのいかんにかかわらず、例えば東北北海道知事会とか海外知事会とか今御紹介した山梨の七町の町長さんとか、もう全国的に、安保を認めるか否にかかわらないんですよ。これは住民の安全に重大なんだと

いうことで、切実なことになっている。私は、緊急の問題としてやはり直ちに調べて、対応方法についてきちつと国民にわかるようにされることを要求して、質問を終わります。

○井奥委員 次は、上原康助君。

○上原委員 私は、まず、嘉手納RAPCONの日本側の移管問題についてお尋ねをしたいと思ひます。

この件につきましては、今委員会あるいは安全保障委員会また神特時には予備委員会等で、回数ばかりは覚えていませんが、恐らく何十回と私は取り上げてまいりました。一九七一年の沖縄国会以降、沖縄返還の昭和四十七年、七十二年以降、遅きに失したといへば、去る三月十六日に河野外務大臣とコーエン米国防長官の会談で嘉手納RAPCON、いわゆるレーダー・アプローチ・コントロール・システムを日本側に移管するといふことが合意されたのであります。その成果につきましては、河野外務大臣の御努力、あるいは運輸省、政府関係者の皆さんの御努力を多とするものであります。御苦労さまでした。

そこで、問題は、果たしてこれが沖縄県民や日本国民が納得できる内容で実現していただけるかどうかといふことなのですね。別の案件もありまして、余り具体的かどうか、中身を全体的にお尋ねすることはできません。

そこで、お尋ねしたい第一点は、コーエン長官は、米軍の運用上の所要を満たされることを前提に日本側に移管する、こゝ言明というか明言をしたといふふうになっております。これは、運輸省や外務省から出た当日の両大臣の会談内容のメモにもこういうふうにならされていいます。

米軍の運用上の所要を満たされることを前提といふ、この運用上の所要を満たされるという米側の条件の内容は何だったのか。恐らく両大臣の間ではこゝまでは議論していないかもしれせんし、技術専門者に任ずといふことでもあるから、そうかとも思ひますが、このコーエン長官の指摘をしたことに対する外務大臣あるいは外務省、運輸省の御認識は一体どうなのか、ぜひ明らかに

していただきたいと存じます。まず外務大臣からお答えください。

○河野国務大臣 嘉手納RAPCONの問題は、しばしば本委員会でもお取り上げがありまして、私としても、時期が来ればこの話は必ず米側と話をしてみたい、こう考えていたところでございます。

本年になりまして、ワシントンで行われましたオルブライト長官との外相会談におきまして、私から取り上げて、オルブライト長官に、この点ぜひ検討してほしいということを問題提起いたしました。議員が今お話しのように、週日のコーエン長官との会談で一定の返事を先方からもらったわけでございますが、その返事の中に、今お話しした運用の所要という言葉が入っております。

この運用の所要につきましては、これが難しいところは、民間航空機が利用する那覇空港と米空軍が利用する嘉手納飛行場とが近接しているというところかなり問題があると思われまして、もちろん、安全性を確保するということが大前提でございますけれども、それとともに、軍用機は民間機と違って、必ずしもダイヤどおり決まった時間に離発着をする、前々から予定しているスケジュールどおりにおり飛ぶということにはならないかもしれないということもございましたが、典型的には、今もちょっと話題になりましたが、緊急発進ということもあるという安全保障上の問題がある。

こうした必要性が満たされるかどうかということなどがこの米軍の運用の所要という意味に含まれていようというふうに私は理解をしておりますが、これらの問題は、やはり専門家レベルでの議論によって克服される、解決されるという問題だということ、専門家レベルの討議にこの点はまわりたいということでございます。

○上原委員 運輸省もお呼びしてありますからお答え願いたいわけですが、その前に、今度の合意によって、基本的な認識としてどうか理解として、航空管制権、いわゆる管制業務の権能とか権限は日本側に移管されるということで合意さ

れた、こういうふうに政府も認識しておられるのか、あるいはそういうふうな受けとめていいのかどうか。この点はぜひ明確にしておいていただきたいと思うのです、技術的な問題をおっしゃる前に。

○岩村政府参考人 それでは、その前に、技術的な米軍の運用所要についての運輸省としての考え方について御説明を申し上げます。

米軍の運用所要につきましては、先ほど外務大臣からも御答弁ありましたように、現在日米間の専門家のレベルの返還についての協議をいたしておりますが、その中において、米側の具体的な考え方を聞き、詳細に議論を今後行い予定でございます。したがって、現時点においてその内容については承知をしていない、まだそういう状況にございます。

○河野国務大臣 議員が御指摘になりました問題でございますけれども、私は、コーエン長官との話し合いの中で、嘉手納RAPCONの問題については日本側に返還する、こういうことを言っておられるわけでございますから、今議員が御指摘になりました問題は、日本側に返還するという意味で読み取っていいというふうに思っています。

○上原委員 これは、地元沖縄県においてもこれは本土マスコミも含めて相当大きく報道されたことは御案内のとおりです。今まで、後でSACの問題もちょっと触れますけれども、すべてが期待外れになっているのです、いわゆる沖縄問題というのは、だから、政府に対する不信感がずっと積もってきている。それが非常なストレス、フラストレーションとして、マグマとしてたまっているというのが沖縄問題だと思っております。

そういう意味で、今度のこのRAPCON移管問題も、地位協定第六条との関係もあると思うのです。これはどういうふうに整合性、整理をしていくか、できたらお答えいただきたいのです。空の主権、いわゆる日本の主権にかかわる航空管制権というものが、暫定的に復帰の時点で取り決められたものが二十八年有余も米側に握られておった、運用しておったというところに根本問題

があるわけですから、そのことを解消できないとなると、これはまたぬか喜びということになっちゃう。そのおそれはないですね。

これは技術的な問題、専門的に詰めるというところですが、専門的に米側と協議をしていく場合と違って、日本側が航空管制権を運用して十分やっていける、そういう立場に立ったこれからの航空運用分科会があるいは合同委員会か知りませんが、そこでやっていくということだと思っております。そういう理解でいいですか。

○岩村政府参考人 運輸省は、ターミナルレーダー管制業務を国内の多数の空港において実施をしております。そういう意味からすれば、既に沖縄空域で当該業務を実施できる能力及び技術は十分有しておるというふうに思っております。そういう前提に立って技術的な詰めをしてまいりたいというふうに考えております。

○上原委員 まだこれから協議をしていかれるというところですから、その推移も見なければなりませんけれども、先ほど私が指摘をしたことについてはぜひ日本側としてきちっとやっていただきたいということ。

そこで、これは河野外務大臣にお答えいただきたいわけですが、恐らく長い間の懸案であったということ、きょうも何名かの同僚委員が御指摘したように、サミットも七月に控えている。一つでも解決できそうな課題は解決していきたいという日米両政府の熱意というが努力というものも双方にあったから今回の合意に達したのじゃないかと私は思うのです。

そうしますと、専門的、技術的な問題が困難なことがあるかもしれないけれども、やはりこの航空管制権の日本側への移管についてはサミット前に解決するということが、日米両政府にとっても、サミットのいうところの成功、あるいはこれからSACOの課題、普天間飛行場移転問題等を含めて、沖縄問題を解決していく上で非常にいい一つの結果、成果として評価されていくのじゃないか。また、県民もそのことを期待していると思っております。あとも三カ月程度し

かないわけですから、なかなか簡単にいかぬといえませんが、しかし、日米両国で、やりようによってはこれはできない相談ではない。運輸省はかねがね、受け入れの能力は十分持っている、技術的にもノウハウの面においても、いかがですか、大臣。

○河野国務大臣 これから先専門家レベルで詰めていただくわけで、専門家でない私が軽々に受け合をするわけにはいかないと思っております。どれだけ専門的な問題が今後克服されなければいけないかが私にはよくわかりませんので、ここでの返事を申し上げるというわけにはまいりません。今議員がお話しのように、この問題について、県民の皆さんの期待といいますか、思いというものが大変多いというところを、昨今、コーエン長官とのやりとりの後、私のところにも大口御連絡をいただきました。それから、いつも辛口の議員から、若干でございますが、お褒めのお言葉もいただきましたというところを踏まえまして、専門家レベルの皆さんにも今の議員のお気持ちをはげまして、努力をしてみようというに私もお願いをしてみたいと思っております。

○上原委員 運輸省はどういう御認識ですか。私はできないことはないと思うんですが、それはむしろ政治判断でしようね、やるかやらないかのことは、専門的、技術的な面でそんなに難しいのかどうか。

○岩村政府参考人 先ほど外務大臣の御答弁にありましたけれども、たまたま那覇空港と嘉手納空港が非常に近接をしている。それで、両方の空港にそれぞれ離発着する飛行機の管制をどういう形で一元的にできるかというところが技術的なポイントでございます。

いずれにいたしましても、当方としてはそういう専門的な能力を持っているというふうに考えておりますので、返還できるように具体的な詰めを全力を挙げてやっていきたいというふうに思っております。

○上原委員 いつも苦言を呈しながらの質問ですから、河野大臣、余り快く思っていないらしいから

いかもしらぬが、もともと育ちも環境も悪いものですから、しかし、心は優しいので、もう少し外務大臣も元氣を出して、七月のサミットまでに県民の期待にこたえる解決法をぜひお出しになっていただきたい。そうすれば、もっと高く評価をした立場でまた質問する機会があるかもしれないから、要望を強く申し上げておきます。

そこで、次に、普天間移設問題について、ちょっと基本的な点だけお尋ねしておきたいのですが、先ほど来、十五年期限の問題がございました。これはいろいろとらえ方があると思うのですが、もう一遍外務大臣に確認を、この間も私は安全保障委員会、互長官、両大臣にこの問題をいろいろお尋ねしたのですが、余りかわりばえのないきょうの答弁でもあったわけですが。

要するに、沖縄県知事と名護市長が十五年の期限というものを日本政府に提起をしている。それは、政府としてぜひアメリカと協議をして取りつけてもらいたい。そうでなければ、もちろん、県は四項目でしたか、名護市は七項目、一々申し上げませんが、その中の一つですね。その中の一つにしても、それは重要なファクター、要素、要因なんです。きょうも、重く受けとめる、沖縄県民の声としてそれは無視できない、これは私は思うのだと思うのです。そういう姿勢は評価していると思う。

そうなりますと、もし政府が十五年期限についてアメリカ側との合意が取りつけられないとすると、沖縄県も名護市も、移設は容認できない、あるいは、白紙撤回とまで言わないにしても、撤回することもあり得るという前提に今のところは立っているのでしょうか、現段階では、そこまで重く受けとめておられるのか、何とかなるのじゃないかという、沖縄向けの言葉とアメリカ向けの言葉と国会で答弁向け、三枚舌とは言いたくないのだが、どうも使い分けているのです。正直言ってそうとしか受けとめられない。これはどうなんですか、御認識は。

○河野国務大臣 結果は一つしかないわけですが、いますから、その唯一の結果を得るべく努力をします。

とということでございます。

先ほど玄葉議員にも繰り返し御答弁を申し上げましたように、今議員がお話のように、沖縄県民の大変つらいお気持ちというものにもこたえなければならぬし、日本の安全というものも十分考えていかなければなりません。さらに、それらを両面国際情勢というものの一方にあるというさまざまな要因というものをきちんと認識をして対応していこうということが十二月の閣議決定の中にもろもろ含まれているわけでございます。あの閣議決定を逸脱して何かをやるというつもりは私には全くございませんし、あの閣議決定の中で自分自身としてできるだけのことをして、ベストを尽くしたい、こういう気持ちでいっぱいでございます。

○上原委員 私の認識は、個人的というか、前々から私はこのSACO合意というのは、全面的に否定をする立場にはありませんが、疑問を持っておりますので、私はもうこのSACO合意というのは既に暗礁に乗り上げていっているのですね、率直に申し上げて。これは時間があれば系統立てて質問しなければいけない面がありますが、その点だけ指摘をしておきたい。だから、民主党は、やはりSACOというものを、仕切り直しをしなければ普天間は動かないというのが私の認識だということも申し上げておきたいと思えます。

そこで、河野大臣、この十一月二十八日の閣議決定を皆さんよく引用なさいます。確かにここには使用期限問題というのがある。ここには十五年というのは何も触れていないのです。先ほども、いや、この内容には含まれているという苦しい御答弁でしたが、ある。これは日本政府の、いわゆる内政というのか、一つの政府の政策判断だと思ふのです。

だが、重要なことは、SACOの最終報告の文章だと私は思う。これは日米間の合意事項でしょう、このSACO最終報告というの。これも、いろいろ勉強というか復習をしてみますと、「普天間飛行場に関するSACO最終報告

(仮訳)」、八年の十二月二日のものには、これの「はじめに」のc項の中には、こういうフレーズがあるんですよ。

「SACOは、日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)の監督の下に置かれ、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班(普天間実務委員会(FIIG)フテナム・インブリメンテーショングループ)と称する)を設置する。FIIGは、日米合同委員会とともに作業を進め、遅くとも平成九年十二月までに実施計画を作成する。」となっているんです。今、平成何年ですか。「この実施計画についてSACOの承認を得た上で、FIIGは、日米合同委員会と協力しつつ、設計、建設、試験並びに部隊・装備等の移転について監督する。このプロセスを通じて、FIIGはその作業の現状について定期的にSSCに報告する。」これが日米の合意なんですよ、そもそもの。

何が「平成九年十二月までに実施計画を作成する。」と、三年有余たってもできていないじゃないですか。盛んに、SACO合意は着実に進捗しているとか、さきも、日米地位協定についても、きょう時間がありませんから、それは質問できませんが、六項目はもう完全に履行されている。それも履行されていないと私は解している。

今私が指摘をしたことについては、この日米間の合意と、政府が閣議決定しましたと盛んに沖縄向けにあるいは国民向けにPRしていることとの整合性というのか、どっちが優先する、アメリカは恐らくこれを前提にして普天間問題を認識していると思はれています。私はそれは矛盾していると思つて申し上げているんですが、外務大臣、外務省の御認識はどうなのか、政府はこの点についてどうしようとしていけるのか、もう一度お答えください。

○河野国務大臣 議員御承知のとおり、SACOの最終報告というものは、沖縄の意見も十分尊重をし、日米両国で合意をしたものでございます。このSACOの最終報告を着実に実施することが当面最も重要だと認識に立っております。既に、議員が御指摘の部分について、既に

うその日は超えているではないかという御指摘はそのとおりでございますが、他方、それでは最終報告は何もできていないかという、そうではないわけでございます。最終報告の中でも既にできているものもあることはお認めいただきたいと思ひます。すなわち、安波の訓練場の問題でありますとか北部訓練場の問題などにつきましては、着実にその実施に向かって進んでおりますし、読谷補助飛行場のバランシート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転などもその一つでございます。さらに、先ほど申し上げましたように、地位協定の運用の改善につきましては、最終報告に書き上げてございます九項目につきましては、すべて処理ができていますと承知をいたしております。けれども、最終報告の中で実施に移されているものも少なくないというところは、ぜひお認めをいただきたいと思ひます。

○上原委員 それは、あれだけ大々的に宣伝もなさっておるんだから、何もやっていないでは済まない話で、外務大臣、それは幾分かはやっているでしょう。しかし、目玉は普天間と那覇軍港です。全く目玉は動かぬじゃないですか。全く静止状態ですよ。

例えば、もう一つ指摘しましょう。ギンバル訓練飛行場、平成九年末までを目途にギンバル訓練場を返還するというのにいまだに移っていない。そういうのはたくさんあるんですよ、この「土地の返還」という中に。時間が、きょうは後の日程がありますから。

それと、昨日の名護市の議会でも、名護市長さんも運用条件をさらに明らかにしておられますね。そして、十五年の使用期限問題が決着しなければ代替施設は着工すべきではないとの認識を明らかにした。使用期限問題をはっきりさせなければ着工は難しいのではないかと質問に対しては、そのとおりだ。だから、皆さんが思っておられる以上に、沖縄側の責任ある立場にある市長とか県知事もこの十五年問題については大変重く見詰めたが、政府の対米交渉をやっているとい

うことをぜひ御認識していただきたいし、名護市長の昨日のこういう問題について、政府はどういうおつもりか、これが一つ、聞かせてください。それと、基地内の廃棄物の問題についてもちょっとお尋ねしたかったんだが、もう時間がありませんから。

これは質問項目にはありませんけれども、外務大臣、もう一点、日米間で今大変重要な協議案件になるのが、いわゆる在日米軍駐留経費の問題、言うところのいわゆる思いやり予算、まあ駐留経費と申し上げましょう。このことは、仄聞しますと、サミット前に日米間で合意をしたいというつもりで協議をしている、公式、非公式か知りませんが、外務省としてはどういうゆでこれを合意に持っていくかとしておられるのか、その二点についてぜひ御答弁をお願いしたいと思います。

○河野国務大臣 名護市長の御発言は新聞等を通じて拝見をいたしております。まだまだやらなければならぬ問題が幾つもあるということこそ名護市長の御発言の中からも私は読み取っておりますのでございします。

基地の中のごみの問題も議員ちよっとお触れになりましたが、この問題は、在日米軍がアメリカ国防省の策定した基準に沿って、環境に関し、我が国の国内法上の基準と米国の国内法上の基準のうち、より厳格な方を選択するという基本的な考え方に基づいてやるということでございますから、まずそこだけきょうは御答弁をさせていただきます。

ホスト・ネーション・サポートにつきましては、この問題は、先般のコーエン長官とのやりとりの中で、事務的にこの問題についてまず議論をさせようということにいたしました。来年の三月が期限でございますが、その期限が終わった後、在日米軍に對します費用負担の問題がどういう形になるかということはまだ固めておるわけではございませんで、まず事務レベルで話し合いをさせようということとコーエン長官とは話し合った次第でございます。

○上原委員 そうしますと、当然、サミットでは日米首脳会議もありまますよね、二国間首脳会議、あるいは外務大臣、国務長官の。それまでにJNSについて日本側の意向を伝えるとか、あるいは合意を見るような努力をするという考えではない、あるいはそういうふうになるのかどうか、そこだけちょっと聞かせてください。

○河野国務大臣 在日米軍の費用負担につきましては、七月に行われると予想される日米首脳会議でこの問題について結論が出るというふうに考えております。

○井奥委員 終わります。伊藤茂君。伊藤茂委員 外務大臣の憲法観をまず伺いたいと思ひます。これは、国会に設置された憲法調査会が私ども議員の本格的な議論の場でございますから、ここで大論争しようというわけではございません。

二つだけ伺っておきたいと思ひます。と申しますのは、やはり、これから先、日本はどういう道をたどるだろうか、あるいは憲法などの議論に関係をどうするだろうかというの、諸外国、特にアジア諸国では関心を持たれるところだろうというふうに思ひます。

そういう意味から二つお伺いしたいんですが、一つは、日本国憲法の理念がございします。平和主義とか基本的人権とか主権在民とか、幾つかの原理がございします。私は、近代社会の重要な原理として、国際的にも通用する大事な原理だということに思ひますが、外務大臣は村山内閣のときも大臣を務められて、あのときには、自社の当然時には私も党の役員を務めておりましたので、政策協議、その冒頭には、日本国憲法の理念を尊重しという意味の言葉を書いておりましたし、また、戦後五十年に当たっての八・一五総理大臣声明なども、現在も、総理も外務大臣も変更あるいは否定はされていないというふうに住じます。幾つかそういう原理というものをやはり尊重し、大事になるおつもりかどうかというの、一つでございます。九条の扱いともやがては関連すること

でございます。

もう一つは、私は、特に外交という面から見まして、五五年体制当時と同じような憲法論争というのとはふさわしくないと思ひます。やはりこれからは必要なのは、二十一世紀時代の日本、二十一世紀と申ししましても百年間はわかりませんが、せめて二十一世紀前半か初頭か、我々が考えなければならぬ、そういうスタンスの中で、どのような外交戦略、世界において、アジアにおいてどのような日本、そういうビジョンあるいは政策の中長期的な枠組みの議論というものが常に前提にあつて、また、そういうことを先行させながら、では憲法ではどうしたらいいのかという形に行くというの、国民の皆様から見てもふさわしい議論の仕方ではないだろうかというふうな気がするわけでありま。

そういうことを考えますと、特に、先ほど来同僚議員の、もっと歯切れのいい戦略性や見通しのある外務大臣の御答弁をという話がありました。私も同感でありまして、やはり、そういう意味での議論が、大臣と論争するだけではなくて、議員間でもけんけんがくがく行われるということが望ましい、そういうのがこれからあるべき議論ではないだろうかと思ひますが、その二点、いかがでしょうか。

○河野国務大臣 国務大臣として憲法遵守の義務がございしますということも最初申し上げた上でお答えを申し上げたいと思ひますが、私は、日本国憲法の民主主義として基本的人権の尊重あるいは平和主義と申しましようか、そういう二つの基本理念というものは広く国民の支持を受けているし、これは新しい時代に向けてふさわしいものであるというふうな考えをしております。そして、国会におきまして、立法府におきまして憲法調査会が設置をされて、そこで極めて精力的な審議が行われているというのを私は大変敬意を表したいと思ひます。

外務大臣として申し上げたいと思ひますが、国際社会の中では、今、私にとつてとても気になることは、やはり世界の趨勢、流れの中で、国家

主権というものを非常に大事にするという考え方で、むしろ国家主権よりは人権というもののウエイトを置いた考え方が台頭してきているというのと二つの、まだほかにもあると思ひますけれども、目立って二つの動きがあるように私には感じられます。国家主権というものを大事にして、その主権が侵されることについて非常に厳しく対応する、そういう考え方、これも一つの考え方であると思ひますし、一方、そうした国家主権とか国境を超えてでも人権というものを大事にする、それはただ単に人権尊重と口で唱えるだけではなくて、人権が著しく損なわれるということを目の当たりにすれば、そのためには行動するという傾向もあるというわけでございます。

この二つの考え方をどういうふうに見ていくか、我が国が一体それに対してどういう対応をするかということなどは、今後の二十一世紀の、先年初頭とおっしゃいましたけれども、二十一世紀に向けてかなり大きな問題になってくるのではないかと感じをいたしておきます。

○伊藤茂委員 大臣が後段におっしゃいましたことは、例えばドラッカーがもう十年近く前に言われているいろいろなことが今現実のものになっているというふうな思いがいたします。そういう豊かな構想力と展望というものを常に前提にしながら、何か言葉の、条文の憲法論争とは違つた、そういう勉強がやはり大事ではないだろうかという思いを私もいたしているところであります。

次に、いわゆる思いやり予算、ホスト・ネーション・サポートについて質問をしたいと思います。その前に、大臣も同じ神奈川県でございしますから、ちよっと関係すること一言だけ伺いたいた

厚木の基地隣接のエンパイロテックのダイオキシン被害の問題がございします。そしてまた、厚木のNLPの騒音問題、長い長い問題でございします。神奈川県は、不幸にして沖縄に次ぐ全国第二の基地県でございまして、これは党派を問わず、みんなやはり関心の高い、また大事な政治的使命でもあらうというふうに通に思ひます。

と思ひます。

先日、厚木の基地爆音防止期成同盟、鈴木さんという方が委員長ですが、それから、私もおつき合ひをしてこの間も施設庁と一緒に参りました。が、第三次厚木爆音訴訟の団長の真屋さんという方がいらっしやいます。防衛庁長官が厚木に参られました、その後でこのよう声明を出されました。ダイオキシン被害は、人種、性別を問はず救済されなければならぬ、しかし、違法爆音の視察に日米両国政府高官は四十年來だれ一人來たことはありませぬ、ダイオキシン問題では防衛庁長官、コーエン国防長官が急遽視察に來ました、ダイオキシン被害の解決は八年間でめどづけをしながら、違法爆音問題解消の抜本的音源対策は四十年間放置されたままでありませぬという趣旨の声明を出されました。

関係者に私聞きましたら、こういう言い方をしておりました。四十年間爆音にさらされて、あるときには無届け演習開始、政府もアメリカ側への遺憾の意も表明されましたが、ということもございました。それは、市街地の中の軍用滑走路ですから、しかも夜間離着陸の訓練をするという非常に爆音の大きい問題でございますから、私が申し上げるまでもなく、非常に住民の皆さんには厳しい問題であります。四十年間一度も、関係は、地元の方も含めてそれを實際に話を聞いたり見に來られたことはありませぬ、アメリカから言われたら防衛庁長官は朝五時起きして現地に飛んでいきまして、情けないし悔しい思いがするということをやられておりました。厚木基地周辺の現地の住民の皆様からしたら、本当に気持ちとして私はそういうことだと思ひます。

外務大臣も同じ神奈川県民でございますから、そういう気持ちには共有されるものと私は信じますけれども、どういふ対応なりお気持ちを、外務大臣として、あるいは日米関係に大きなウエイトを置く、担当される閣僚として、どうお考えになりますか。

なお、私は申しますが、随分前ですが、横浜の私の家の近くで米軍の戦闘機の墜落事件がござい

ました。二人の、一歳と三歳の子供がその日に大やけどで亡くなりました。土志田和枝さんという若いお母さん、二十七歳の若いお母さんが大やけどでしゃべれない、必死に思いを日記に書いて私もお手伝いし、出版してたくさんの人に読んでいただきまして、そういう事件がございまして、平和の空の願いを込めてということで、横浜にみんなの力で母子像をつくりました。小さい二人の子供と若いお母さんの像をつくりました。

その話を予算委員会でも申し上げたことがございまして。そのときに、当時の防衛庁長官は、すぐ電話が参りまして、伊藤さん、安保の光と影というものがあつたことは私よくわかりました、済みませんが、私もその母子像のもとに心を込めた花束を持って伺ひをした、御案内いただけますかと。喜んで私は御案内いたしました。そのときの防衛庁長官は加藤一さんでございました。

申し上げましたような厚木の関係者の思いというものの対して、大臣、特に地元神奈川県の出身の大員として、どう思われ、どうなさろうと思ひますか。

○河野国務大臣 私、議員がお話のように、神奈川県民の一人として、さらにまた、厚木基地はかつて私の選挙区でもございました。随分とあの周辺には、私も支持者の声を聞くために回った経験もございまして。支持者と一緒に米軍の飛行機のおなかというものを随分見せられ、真上を飛ぶ飛行機のおなかを居間から振り仰いで見たこともございまして。あの爆音の大きさ、すごさというものを私は実体験として承知しておりますのでございまして。

私は、今度の神保保の問題は、神保保の問題として今関係閣僚が集まってこの問題解決のためにいろいろな議論、努力をされているわけでございますが、爆音の問題につきましても、これが放置されていたわけではないということをご理解いただきたいと思います。

かなりの方々にはおわかりいただいておりますが、厚木基地の爆音は、一つは、大変大きな問題となりましたのは、夜間の離着陸問題でございま

す。いわゆるNLPと申しますか、ナイト・ランディング・プラクティスという夜間の離着陸訓練が、周辺の住民にとってどのくらい苦痛であつたか、あるいは夜遅くまで勉強をする子供たち、あるいは夜遅くまで内職をなさる方々にだけだけの苦痛を与えたかということを私は何回も聞かされました。

そこで、政府は、何としてもこの夜間離着陸訓練というものをできることならやめさせたい、やめてもらいたいという気持ちもあつて米側とも話をしまして、しかし、米側は、この夜間の離着陸訓練というものはどうしても必要なものだ、強い希望がございまして、いろいろ解決策を採った結果、硫黄島に飛行場をつくつて、その硫黄島で夜間の離着陸訓練をしてもらいたいということ、これは日本政府がそれだけの負担をして硫黄島にそうした訓練施設をつくつたわけでございます。

その硫黄島の訓練施設に夜間の離着陸訓練はできることなら全部移してほしいというのが我々の気持ちでございましてけれども、それは必ずしも全部移すというところまでいっておりません。ざつと我々が試算をいたしました、これはいづつと比較するかというのは非常に難しいのでございましてけれども、恐らく八〇％ぐらい、あるいは八〇％を少し超えるか、これは数え方にもよりますけれども、八割前後の夜間離着陸は硫黄島に移っております。

そういう言い方からすれば、量的にという言い方は適当でないかもしれませぬけれども、回数でいえば八割の回数が減ぜられて、八割の回数を減らすだけの訓練施設を硫黄島に新たに建てることによつてこれを減らす努力はされてきた。

これは、厚木基地周辺の皆さんが、自分たちのこの苦痛を取り除くために政府は一体何をしてくれただのかというお怒りもあるし、御不満もあつたと思ひますけれども、政府はそれなりにNLPの回数を減らす、それによる爆音を減らすための努力を具体的にしていることは事実です。しかし、恐らく住民の皆さんからいへば、ゼロになればはつとなさる、ゼロになればはつとなさるけれども、二割残つていれば、やはりそれは解決されたとは当然お思ひにならないのだらうと思ひます。

も、二割残つていれば、やはりそれは解決されたとは当然お思ひにならないのだらうと思ひます。一体、それでは、なぜ二割がどうして残つてしまふのかということでございましてけれども、これは訓練の仕様、態様にあります。どうして厚木でなければできないという幾つかの条件があるというふうな説明を聞いております。その説明を聞いて、さらにこの二割を何とかする方法があるかどうかというところは研究はいたしておりますけれども、現状ではなかなかこれ以上の数を減らすというこの決定的な、あるいは解決策というものが今直ちに見当たらないという状況ではないかということをお聞きしておりますと同時に、御苦心をいただいております方におおきくお返ししたいと思います。

なお、米側もそれなりに、例えば学校の試験の日をこれを避けるとか、とりわけ、例えば英語の試験のヒアリングの日はこのういうことはやらないよとかいうような配慮はしつつあるというふうな聞いておりますが、さらに一層住民の皆様方のそうした御要望、御希望というものは耳を傾けたいと思ひます。

○伊藤(茂)委員 私が伺っているのは、姿勢というのか、気持ちのものを申し上げたので、アメリカに言われた、コーエンさんがいらっしやつた、防衛庁長官が何朝五時起きして行つたそうでありまして。一遍だつて防衛庁長官がこの四十年間、話を聞いてくれたことがあるか、状況をみてくれたことがあるかと思ひます。関係の住民としては当然の気持ちでございませう。

民主主義の世界ですから、大臣もおっしゃつたように、すぐできるかどうか、いろいろな問題がありまして。気持ちはわかつてもらうように努力をするというのが政府であり、政治というものと私は思ひます。

私が伺いたいのは、防衛庁長官とお話をしまして、みんな怒っているよ、あんな、私も行くからでも、あなたも、どつちか、どつちかでもいいのです、が、現地で話を聞く、少なくとも現地の皆さんの事情を聞く、また、大臣がおっしゃつたようなこ

とを懇々と御説明をして将来を考える、そういうことをなさるかならないか、いかがですか。

○河野国務大臣 議員の御忠告を大変重要な御忠告だと思って受けとめさせていただきます。

○伊藤(茂)委員 思いやり予算の方、時間があれですから、一つだけ伺いをいたします。

私は、コーエンさんとの話の経過など、いろいろ報道を見たたり伺ったりいたしておりますが、やはり大事なことは、公正な日米関係を以後どうつくつた方がいいのか、未来も展望しながら、現実では現実ですから、未来に向けて一步一步、しかも現実的な努力をどうしたいのかということがあらわれるような努力というものがあつたらいいのだらうと思います。

ある意味では、世紀の節目ですから、いろいろな意味で、国の方も政府の方も、あるいは民間、いろいろなレベルで二十一世紀への日米関係というものを幅広く創造していく、そういう時期、そういう中の一つとしてこういう問題もあるのだらうという気がいたします。

経過からしましたら異常なことではないかと、金丸防衛庁長官、当時、アメリカは円高で大変だから六十二億円出してやれよというところから始まりました、ぱつと見たらそこに金丸さんのお写真がございすけれども、というわけでありまして、あれからいろいろと変わったわけでありまして、状況は大きく変わりました。東西冷戦は終わりましたし、アジアがどうなるかが大きな課題であるということもございすし、日本の方が深刻な財政難ということも事実でございす。筋の通った、あるいは公正な日米関係というのはどう考えていくのか。現状をそのままオーソライズして出しましようというだけのことは違うのだらうと思います。

よく知られていいるいい評論をなさる寺島さんという方がいらつしやいます。三井物産だったでしようか、何かのあれで、また、早稲田や何かの客員教授もおやりになつていいる。この間、ある雑誌にお書きになったのを見ましたら、こう書いてありました。「私は、「対米関係の再設計」におい

て、「日米安保の再設計」にこだわりたい。」「日本から見た安保は、米軍の駐留経費の七割を日本が負担する仕組みといえる。」「思いやり予算の見直しなど、そろそろ日本の側から提案をしなければいけない時期にきている。だからといって私は反米・反安保の立場ではなく、むしろ親米派といつてもいいが、今後もアメリカとの軍事協力関係が大切になると信じている立場の人間こそが、自立と自尊をかけて踏み込むべきときがきていると思うのである。」「という文章をお書きになっておりました。

私自身とはちよつと立場は違ひますけれども、しかし傾聴に値する御議論だなというふうにも思ひます。

そういう視点から、さつき大臣から同僚の上原さんへの御答弁がございまして、これからいろいろな事務的その他作業をしていくとございまして、構え方として、姿勢として、そういう角度から問題の打開を図り、そしてまたフェアな、公正な、しかも、やはり日米関係の二十一世紀を見据え、現実からいいてい方向に行くという意味での何か柱をばんと持って交渉に当たっていくということが大事ではないだらうかと思ひますが、いかがでしょう。

○河野国務大臣 大変勇気の要ることだと思ひます。

少なくとも、現実にはアメリカのプレゼンスというものがこの周辺の安定の支えになつていいるというふうになつても、だれもがというのはいき過ぎですけれども、多くの人が思つていられるわけではございまして、その大きな柱を一遍見直そうということとでございまして、今の議員の御提案は大変勇気の要ることだと思ひます。

しかし、私どもが今やらなければならぬのは、何とかして外交努力によつて、日本周辺の国と国との関係がより信頼できる、あるいは、より透明な関係というものになつていく努力というものがどうしても必要ではないかということをお私に考へていられるわけではございまして、力による安定といひますか、そういうものをこれから五十年、百

年、ずっとそのまま続けていけるかどうか、あるいは、いつていいかどうかということになれば、これはなかなかそう簡単なことではないといふふに思ひます。

○伊藤(茂)委員 これで終わります。ありがとうございます。

○井奥委員長 内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

外務大臣より提案理由の説明を聴取いたします。外務大臣河野洋平君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○河野国務大臣 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

改正の第一は、在ユジノサハリンスク日本国総領事館の新設を行うこととあります。

改正の第二は、ナイジェリアの首都機能の移転に伴い、在ナイジェリア日本国大使館をラゴスからアブジャに移転することとあります。

改正の第三は、在ユジノサハリンスク日本国総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、最近における為替相場の変動等を踏まえ、既設の在外公館に勤務する外務

公務員の在勤基本手当の基準額及び研修員手当の額の改定を行うこととあります。

なお、以上の改正内容のうち、在勤基本手当の基準額等の改定は、在外公館に勤務する外務公務員の生活に直接関係することであり、四月一日から実施する必要があります。さらに、ナイジェリアは既に全省庁のアブジャ移転を済ませているため、今後の迅速な外交活動の展開のために早急に在ナイジェリア日本国大使館をラゴスからアブジャに移転する必要がありますことから、できるだけ速やかな法改正が必要であります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞよろしく御審議をお願い申し上げます。

○井奥委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

次回は、来る二十四日金曜日正午理事会、午後零時五分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十八分散会

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一 大使館の表「フリカの項中「ラゴス」を「アブジャ」に改める。

別表第一の一 総領事館の表「欧州の項中」在ババロフスク日本国総領事館

「を」在ババロフスク日本国総領事館

「を」在ユジノ・サハリンスク日本国総領事館

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円	円	円	円	円	円	円	円	円
542,500	474,000	419,800	374,100	342,600	319,800	296,900	274,100	251,200
476,700	413,000	365,300	322,900	296,400	275,200	254,000	232,700	211,500
594,000	522,700	463,300	415,700	380,000	356,300	332,500	308,700	285,000
601,100	532,600	472,500	426,800	389,500	366,700	343,800	321,000	298,100
466,200	396,300	349,700	303,000	279,700	256,400	233,100	209,800	186,500
519,400	454,300	402,400	359,000	328,700	307,000	285,400	263,700	242,000
406,200	345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
470,800	400,200	353,100	306,000	282,500	258,900	235,400	211,900	188,300
512,100	439,400	388,200	339,800	312,700	288,500	264,300	240,000	215,800
603,300	530,600	470,200	421,800	385,600	361,400	337,200	312,900	288,700
510,200	446,500	395,500	353,100	323,200	302,000	280,800	259,500	238,300
628,800	556,100	493,200	444,800	406,100	381,900	357,700	333,400	309,200
458,200	397,300	351,500	310,800	285,300	265,000	244,700	224,400	204,100
542,500	474,000	419,800	374,100	342,600	319,800	296,900	274,100	251,200
499,800	432,600	382,700	337,900	310,300	287,900	265,500	243,100	220,700
406,200	345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
672,500	589,400	522,100	466,700	427,100	399,400	371,800	344,100	316,400
519,400	454,300	402,400	359,000	328,700	307,000	285,400	263,700	242,000
628,800	556,100	493,200	444,800	406,100	381,900	357,700	333,400	309,200
603,300	530,600	470,200	421,800	385,600	361,400	337,200	312,900	288,700
461,600	392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
553,900	470,800	415,400	360,000	332,300	304,600	277,000	249,300	221,600
530,500	455,000	402,000	351,700	323,800	298,600	273,500	248,300	223,100
585,900	502,100	443,600	387,700	357,000	329,100	301,200	273,200	245,300
521,600	443,400	391,200	339,000	313,000	286,900	260,800	234,700	208,600
467,400	405,100	358,400	316,800	290,800	270,100	249,300	228,500	207,800

別表第二 在勤基本手当の基準額（第十条関係）

一 大使館

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
アジア	インド	円 950,000	円 790,000	円 729,600	円 683,900	円 615,400
	インドネシア	900,000	710,000	649,200	606,700	543,000
	ヴィエトナム	930,000	860,000	790,100	742,500	671,200
	カンボディア	920,000	850,000	791,100	745,400	676,900
	シンガポール	830,000	720,000	652,700	606,100	536,100
	スリ・ランカ	870,000	760,000	697,300	653,900	588,800
	タイ	810,000	620,000	568,700	528,100	467,100
	大韓民国	940,000	720,000	659,100	612,000	541,400
	中華人民共和国	1,040,000	780,000	707,400	658,900	586,200
	ネパール	940,000	870,000	803,100	754,600	681,900
	パキスタン	850,000	740,000	684,400	641,900	578,200
	バングラデシュ	1,020,000	900,000	829,900	781,400	708,700
	フィリピン	860,000	680,000	623,300	582,700	521,700
	ブータン	820,000	790,000	729,600	683,900	615,400
	ブルネイ	770,000	740,000	681,500	636,700	569,600
	マレーシア	730,000	620,000	568,700	528,100	467,100
	ミャンマー	1,120,000	980,000	900,000	844,600	761,500
	モルディヴ	780,000	760,000	697,300	653,900	588,800
	モンゴル	970,000	900,000	829,900	781,400	708,700
	ラオス	900,000	870,000	803,100	754,600	681,900
北米	アメリカ合衆国	1,010,000	730,000	669,300	623,200	530,800
	カナダ	780,000	670,000	613,900	570,100	504,300
中南米	アルゼンティン	940,000	850,000	775,500	720,100	637,000
	アンティグア・バーブーダ	830,000	800,000	733,100	682,800	607,400
	ヴェネズエラ	970,000	890,000	810,700	754,900	671,100
	ウルグアイ	830,000	800,000	730,200	678,100	599,800
	エクアドル	710,000	690,000	636,200	594,600	532,300

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 559,800	円 483,600	円 427,700	円 376,900	円 346,300	円 320,900	円 295,500	円 270,100	円 244,700
610,500	526,700	465,700	409,800	376,700	348,800	320,900	292,900	265,000
654,100	573,800	508,300	454,800	416,100	389,300	362,600	335,800	309,000
495,100	428,600	379,100	334,800	307,500	285,300	263,200	241,000	218,800
555,100	479,600	424,100	373,800	343,500	318,300	293,200	268,000	242,800
484,400	415,900	367,500	321,800	296,100	273,300	250,400	227,600	204,700
519,400	454,300	402,400	359,000	328,700	307,000	285,400	263,700	242,000
573,600	495,400	438,000	385,800	354,600	328,500	302,400	276,300	250,200
564,400	487,500	431,100	379,900	349,000	323,400	297,800	272,200	246,600
555,100	479,600	424,100	373,800	343,500	318,300	293,200	268,000	242,800
530,500	455,000	402,000	351,700	323,800	298,600	273,500	248,300	223,100
555,100	479,600	424,100	373,800	343,500	318,300	293,200	268,000	242,800
470,800	400,200	353,100	306,000	282,500	258,900	235,400	211,900	188,300
555,100	479,600	424,100	373,800	343,500	318,300	293,200	268,000	242,800
555,100	479,600	424,100	373,800	343,500	318,300	293,200	268,000	242,800
555,100	479,600	424,100	373,800	343,500	318,300	293,200	268,000	242,800
602,500	525,000	464,800	413,100	378,600	352,800	326,900	301,100	275,200
674,900	595,300	527,800	474,700	433,800	407,200	380,700	354,200	327,600
499,800	432,600	382,700	337,900	310,300	287,900	265,500	243,100	220,700
573,600	495,400	438,000	385,800	354,600	328,500	302,400	276,300	250,200
476,700	413,000	365,300	322,900	296,400	275,200	254,000	232,700	211,500
555,100	479,600	424,100	373,800	343,500	318,300	293,200	268,000	242,800
530,500	455,000	402,000	351,700	323,800	298,600	273,500	248,300	223,100
536,700	464,000	410,300	361,900	332,400	308,200	284,000	259,700	235,500
616,300	536,700	475,100	422,000	386,900	360,300	333,800	307,300	280,700
656,500	579,600	514,000	462,800	422,700	397,100	371,500	345,900	320,300
602,500	525,000	464,800	413,100	378,600	352,800	326,900	301,100	275,200
536,700	464,000	410,300	361,900	332,400	308,200	284,000	259,700	235,500
535,500	455,200	401,600	348,100	321,300	294,500	267,800	241,000	214,200

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
	エル・サルヴァドル	円 860,000	円 840,000	円 765,500	円 714,700	円 638,600
	ガイアナ	940,000	920,000	836,500	780,700	696,900
	キューバ	980,000	950,000	874,200	820,700	740,300
	グアテマラ	760,000	740,000	674,900	630,600	564,200
	グレナダ	850,000	830,000	758,900	708,600	633,200
	コスタ・リカ	760,000	730,000	668,600	622,900	554,400
	コロンビア	820,000	760,000	697,300	653,900	588,800
	ジャマイカ	880,000	860,000	784,800	732,700	654,400
	スリナム	870,000	840,000	772,000	720,700	643,900
	セント・ヴィンセント ト	850,000	830,000	758,900	708,600	633,200
	セント・クリスト ファー・ネイヴィー ス	830,000	800,000	733,100	682,800	607,400
	セント・ルシア	850,000	830,000	758,900	708,600	633,200
	チリ	800,000	720,000	659,100	612,000	541,400
	ドミニカ	850,000	830,000	758,900	708,600	633,200
	ドミニカ共和国	850,000	830,000	758,900	708,600	633,200
	トリニダッド・トバ ゴ	850,000	830,000	758,900	708,600	633,200
	ニカラグア	910,000	890,000	813,600	761,900	684,400
	ハイティ	1,000,000	970,000	894,400	841,300	761,700
	パナマ	810,000	740,000	681,500	636,700	569,600
	バハマ	880,000	860,000	784,800	732,700	654,400
	パラグアイ	730,000	710,000	649,200	606,700	543,000
	バルバドス	850,000	830,000	758,900	708,600	633,200
	ブラジル	930,000	800,000	733,100	682,800	607,400
	ベリーズ	830,000	800,000	733,200	684,700	612,000
	ペルー	1,040,000	910,000	832,900	779,800	700,200
	ボリヴィア	1,020,000	940,000	868,700	817,400	740,600
	ホンデュラス	960,000	890,000	813,600	761,900	684,400
	メキシコ	920,000	800,000	733,200	684,700	612,000
欧州	アイスランド	850,000	830,000	749,700	696,200	615,800

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 517,000	円 439,500	円 387,800	円 336,100	円 310,200	円 284,400	円 258,500	円 232,700	円 206,800
639,400	556,300	492,400	437,000	400,700	373,000	345,400	317,700	290,000
685,600	595,600	527,100	467,100	428,500	398,500	368,500	338,400	308,400
648,700	564,200	499,400	443,100	406,300	378,200	350,000	321,800	293,700
507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
571,000	503,100	446,000	400,800	366,200	343,600	321,000	298,400	275,800
658,700	577,700	511,800	457,800	418,900	391,900	364,900	337,800	310,800
619,800	534,600	472,700	415,900	382,300	353,900	325,500	297,100	268,700
544,700	463,000	408,500	354,100	326,800	299,600	272,400	245,100	217,900
503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
603,300	530,600	470,200	421,800	385,600	361,400	337,200	312,900	288,700
489,300	415,900	367,000	318,000	293,600	269,100	244,700	220,200	195,700
570,200	497,500	440,500	392,100	359,200	335,000	310,800	286,500	262,300
648,700	564,200	499,400	443,100	406,300	378,200	350,000	321,800	293,700
558,200	478,600	422,800	369,700	340,400	313,800	287,300	260,800	234,200
489,300	415,900	367,000	318,000	293,600	269,100	244,700	220,200	195,700
503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
540,100	459,100	405,100	351,100	324,100	297,100	270,100	243,000	216,000
484,700	412,000	363,500	315,100	290,800	266,600	242,400	218,100	193,900
572,100	490,400	433,200	378,800	348,700	321,500	294,300	267,000	239,800
558,200	478,600	422,800	369,700	340,400	313,800	287,300	260,800	234,200
625,600	544,600	482,100	428,100	392,500	365,500	338,500	311,400	284,400
544,700	463,000	408,500	354,100	326,800	299,600	272,400	245,100	217,900
530,800	451,200	398,100	345,000	318,500	291,900	265,400	238,900	212,300
503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
648,700	564,200	499,400	443,100	406,300	378,200	350,000	321,800	293,700
535,500	455,200	401,600	348,100	321,300	294,500	267,800	241,000	214,200
493,900	419,800	370,400	321,000	296,300	271,600	247,000	222,300	197,600

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
	アイルランド	円 820,000	円 800,000	円 723,800	円 672,100	円 594,600
	アゼルバイジャン	970,000	940,000	865,300	809,900	726,800
	アルバニア	1,040,000	1,010,000	929,900	869,900	779,900
	アルメニア	990,000	960,000	878,300	822,000	737,500
	アンドラ	810,000	780,000	710,900	660,100	584,000
	イタリア	950,000	770,000	704,300	654,000	578,600
	ヴァチカン	800,000	770,000	704,300	654,000	578,600
	ウクライナ	840,000	820,000	757,900	712,600	644,800
	ウズベキスタン	980,000	960,000	880,600	826,600	745,600
	エストニア	960,000	930,000	849,500	792,700	707,600
	オーストリア	980,000	840,000	762,600	708,100	626,400
	オランダ	900,000	770,000	704,300	654,000	578,600
	カザフスタン	900,000	870,000	803,100	754,600	681,900
	ギリシャ	780,000	750,000	685,000	636,100	562,700
	キルギス	860,000	840,000	768,400	719,900	647,200
	グルジア	990,000	960,000	878,300	822,000	737,500
	クロアチア	870,000	850,000	771,900	718,800	639,200
	サイプラス	780,000	750,000	685,000	636,100	562,700
	サン・マリノ	800,000	770,000	704,300	654,000	578,600
	スイス	860,000	780,000	710,900	660,100	584,000
	スウェーデン	910,000	830,000	756,100	702,100	621,100
	スペイン	870,000	750,000	678,600	630,100	557,400
	スロヴァキア	900,000	870,000	791,400	736,900	655,200
	スロヴェニア	870,000	850,000	771,900	718,800	639,200
	タジキスタン	950,000	920,000	845,900	791,900	710,900
	チェッコ	920,000	840,000	762,600	708,100	626,400
	デンマーク	900,000	820,000	743,100	690,000	610,400
	ドイツ	950,000	770,000	704,300	654,000	578,600
	トルクメニスタン	990,000	960,000	878,300	822,000	737,500
	ノールウェー	850,000	830,000	749,700	696,200	615,800
	ハンガリー	830,000	760,000	691,500	642,100	568,000

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 526,200	円 447,300	円 394,700	円 342,000	円 315,700	円 289,400	円 263,100	円 236,800	円 210,500
507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
648,700	564,200	499,400	443,100	406,300	378,200	350,000	321,800	293,700
551,700	481,800	426,700	380,000	348,100	324,800	301,500	278,200	254,900
489,300	415,900	367,000	318,000	293,600	269,100	244,700	220,200	195,700
549,000	470,800	415,900	363,700	334,900	308,800	282,700	256,600	230,500
714,100	624,800	553,300	493,800	452,100	422,300	392,600	362,800	333,000
489,300	415,900	367,000	318,000	293,600	269,100	244,700	220,200	195,700
627,500	537,500	474,800	414,800	382,000	352,000	322,000	291,900	261,900
503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
537,900	470,000	416,300	371,100	339,800	317,200	294,600	272,000	249,400
718,700	628,700	556,800	496,800	454,900	424,900	394,900	364,800	334,800
619,800	534,600	472,700	415,900	382,300	353,900	325,500	297,100	268,700
619,800	534,600	472,700	415,900	382,300	353,900	325,500	297,100	268,700
507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
630,200	548,500	485,500	431,100	395,200	368,000	340,800	313,500	286,300
489,300	415,900	367,000	318,000	293,600	269,100	244,700	220,200	195,700
604,700	514,000	453,500	393,100	362,800	332,600	302,400	272,100	241,900
648,700	564,200	499,400	443,100	406,300	378,200	350,000	321,800	293,700
467,400	405,100	358,400	316,800	290,800	270,100	249,300	228,500	207,800
438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
534,000	471,700	418,300	376,700	344,000	323,300	302,500	281,700	261,000
467,400	405,100	358,400	316,800	290,800	270,100	249,300	228,500	207,800
628,800	556,100	493,200	444,800	406,100	381,900	357,700	333,400	309,200
534,000	471,700	418,300	376,700	344,000	323,300	302,500	281,700	261,000
467,400	405,100	358,400	316,800	290,800	270,100	249,300	228,500	207,800
467,400	405,100	358,400	316,800	290,800	270,100	249,300	228,500	207,800
415,400	353,100	311,600	270,000	249,200	228,500	207,700	186,900	166,200
582,600	516,800	458,600	414,700	378,400	356,500	334,600	312,600	290,700

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
	フィンランド	円 890,000	円 810,000	円 736,700	円 684,100	円 605,100
	フランス	1,010,000	780,000	710,900	660,100	584,000
	ブルガリア	1,040,000	960,000	878,300	822,000	737,500
	ベラルーシ	830,000	810,000	742,500	695,900	625,900
	ベルギー	880,000	750,000	685,000	636,100	562,700
	ポーランド	960,000	830,000	759,000	706,900	628,600
	ボスニア・ヘルツェ ゴヴィナ	1,070,000	1,040,000	958,200	898,700	809,300
	ポルトガル	780,000	750,000	685,000	636,100	562,700
	マケドニア旧ユー ゴスラヴィア共和 国	980,000	950,000	868,900	808,900	718,900
	マルタ	800,000	770,000	704,300	654,000	578,600
	モルドヴァ	810,000	790,000	723,200	677,900	610,100
	ユーゴスラヴィア 連邦共和国	1,200,000	1,050,000	964,600	904,600	814,600
	ラトヴィア	960,000	930,000	849,500	792,700	707,600
	リトアニア	960,000	930,000	849,500	792,700	707,600
	リヒテンシュタイン	810,000	780,000	710,900	660,100	584,000
	ルーマニア	1,010,000	930,000	852,400	797,900	716,200
	ルクセンブルグ	780,000	750,000	685,000	636,100	562,700
	連合王国	1,200,000	930,000	846,600	786,100	695,400
	ロシア	1,270,000	960,000	878,300	822,000	737,500
大洋州	ヴァヌアツ	710,000	690,000	636,200	594,600	532,300
	オーストラリア	780,000	670,000	613,900	570,100	504,300
	キリバス	780,000	760,000	706,100	664,500	602,200
	サモア	710,000	690,000	636,200	594,600	532,300
	ソロモン	920,000	900,000	829,900	781,400	708,700
	トゥヴァル	780,000	760,000	706,100	664,500	602,200
	トンガ	710,000	690,000	636,200	594,600	532,300
	ナウル	710,000	690,000	636,200	594,600	532,300
	ニュー・ジーランド	700,000	640,000	581,600	540,000	477,700
	パプア・ニューギニ ア	890,000	830,000	765,200	721,400	655,600

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 582,800	円 503,200	円 444,900	円 391,800	円 360,100	円 333,500	円 307,000	円 280,500	円 253,900
467,400	405,100	358,400	316,800	290,800	270,100	249,300	228,500	207,800
582,800	503,200	444,900	391,800	360,100	333,500	307,000	280,500	253,900
582,800	503,200	444,900	391,800	360,100	333,500	307,000	280,500	253,900
647,200	571,700	507,000	456,700	417,200	392,000	366,900	341,700	316,500
578,200	499,300	441,500	388,800	357,300	331,000	304,700	278,400	252,100
605,700	536,500	475,900	429,700	392,300	369,200	346,100	323,000	299,900
535,200	459,000	405,600	354,800	326,600	301,200	275,800	250,400	225,000
670,300	591,400	524,400	471,700	431,000	404,700	378,400	352,100	325,800
644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300
593,300	517,100	457,900	407,100	373,100	347,700	322,300	296,900	271,500
616,300	536,700	475,100	422,000	386,900	360,300	333,800	307,300	280,700
574,800	501,400	444,000	395,000	362,000	337,500	313,100	288,600	264,100
612,500	538,400	477,100	427,700	391,100	366,400	341,800	317,100	292,400
572,100	490,400	433,200	378,800	348,700	321,500	294,300	267,000	239,800
578,200	499,300	441,500	388,800	357,300	331,000	304,700	278,400	252,100
541,300	467,900	413,800	364,800	335,200	310,700	286,300	261,800	237,300
541,300	467,900	413,800	364,800	335,200	310,700	286,300	261,800	237,300
649,400	569,800	504,800	451,700	413,300	386,700	360,200	333,700	307,100
693,400	611,000	541,700	486,700	444,900	417,400	390,000	362,500	335,000
672,500	589,400	522,100	466,700	427,100	399,400	371,800	344,100	316,400
640,200	562,000	497,900	445,700	407,800	381,700	355,600	329,500	303,400
605,900	522,800	462,200	406,800	373,900	346,200	318,600	290,900	263,200
644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300
644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300
674,900	595,300	527,800	474,700	433,800	407,200	380,700	354,200	327,600
654,100	573,800	508,300	454,800	416,100	389,300	362,600	335,800	309,000
640,200	562,000	497,900	445,700	407,800	381,700	355,600	329,500	303,400
684,200	603,200	534,800	480,800	439,400	412,400	385,400	358,300	331,300
658,700	577,700	511,800	457,800	418,900	391,900	364,900	337,800	310,800

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
	パラオ	900,000	870,000	797,700	744,600	665,000
	フィジー	710,000	690,000	636,200	594,600	532,300
	マーシャル	900,000	870,000	797,700	744,600	665,000
	ミクロネシア	900,000	870,000	797,700	744,600	665,000
中近東	アフガニスタン	950,000	930,000	855,600	805,300	729,900
	アラブ首長国連邦	940,000	870,000	791,300	738,700	659,700
	イエメン	880,000	860,000	797,500	751,400	682,100
	イスラエル	890,000	810,000	739,700	688,900	612,800
	イラク	1,090,000	960,000	888,000	835,400	756,400
	イラン	1,070,000	940,000	861,200	808,600	729,600
	オマーン	900,000	870,000	800,700	749,900	673,800
	カタール	930,000	910,000	832,900	779,800	700,200
	クウェイト	920,000	840,000	774,800	725,900	652,500
	サウディ・アラビア	1,010,000	890,000	816,000	766,600	692,500
	ジョルダン	950,000	870,000	791,400	736,900	655,200
	シリア	940,000	870,000	791,300	738,700	659,700
	トルコ	930,000	810,000	739,600	690,700	617,300
	パハレーン	830,000	810,000	739,600	690,700	617,300
	レバノン	970,000	940,000	867,600	814,500	734,900
アフリカ	アルジェリア	1,080,000	1,000,000	920,300	865,400	783,000
	アンゴラ	1,010,000	980,000	900,000	844,600	761,500
	ウガンダ	950,000	930,000	854,700	802,600	724,300
	エジプト	1,100,000	910,000	830,100	774,700	691,600
	エティオピア	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600
	エリトリア	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600
	ガーナ	1,000,000	970,000	894,400	841,300	761,700
	カーボ・ヴェルデ	980,000	950,000	874,200	820,700	740,300
	ガボン	950,000	930,000	854,700	802,600	724,300
	カメルーン	1,010,000	980,000	907,400	853,400	772,400
	ガンビア	980,000	960,000	880,600	826,600	745,600

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 720,500	円 640,900	円 568,800	円 515,700	円 470,200	円 443,600	円 417,100	円 390,600	円 364,000
654,100	573,800	508,300	454,800	416,100	389,300	362,600	335,800	309,000
582,800	503,200	444,900	391,800	360,100	333,500	307,000	280,500	253,900
573,600	495,400	438,000	385,800	354,600	328,500	302,400	276,300	250,200
640,200	562,000	497,900	445,700	407,800	381,700	355,600	329,500	303,400
789,800	699,800	620,800	560,800	511,800	481,800	451,800	421,700	391,700
640,200	562,000	497,900	445,700	407,800	381,700	355,600	329,500	303,400
658,700	577,700	511,800	457,800	418,900	391,900	364,900	337,800	310,800
649,400	569,800	504,800	451,700	413,300	386,700	360,200	333,700	307,100
644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300
605,900	522,800	462,200	406,800	373,900	346,200	318,600	290,900	263,200
711,300	633,100	561,900	509,700	464,700	438,600	412,500	386,400	360,300
504,400	436,500	386,100	340,900	313,000	290,400	267,800	245,200	222,600
582,800	503,200	444,900	391,800	360,100	333,500	307,000	280,500	253,900
640,200	562,000	497,900	445,700	407,800	381,700	355,600	329,500	303,400
621,000	540,700	478,600	425,100	389,700	362,900	336,200	309,400	282,600
611,700	532,800	471,700	419,000	384,100	357,800	331,500	305,200	278,900
649,400	569,800	504,800	451,700	413,300	386,700	360,200	333,700	307,100
716,500	630,600	559,000	501,800	458,700	430,100	401,500	372,900	344,300
658,700	577,700	511,800	457,800	418,900	391,900	364,900	337,800	310,800
725,200	644,900	572,300	518,800	473,000	446,200	419,500	392,700	365,900
521,300	447,200	395,100	345,700	318,200	293,500	268,900	244,200	219,500
644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300
729,800	648,800	575,800	521,800	475,800	448,800	421,800	394,700	367,700
504,400	436,500	386,100	340,900	313,000	290,400	267,800	245,200	222,600
644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300
644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300
649,400	569,800	504,800	451,700	413,300	386,700	360,200	333,700	307,100
644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300
504,400	436,500	386,100	340,900	313,000	290,400	267,800	245,200	222,600
640,200	562,000	497,900	445,700	407,800	381,700	355,600	329,500	303,400

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
	ギニア	円 1,040,000	円 1,020,000	円 942,300	円 889,200	円 809,600
	ギニア・ビサオ	980,000	950,000	874,200	820,700	740,300
	ケニア	1,010,000	870,000	797,700	744,600	665,000
	コモロ	880,000	860,000	784,800	732,700	654,400
	コンゴ共和国	950,000	930,000	854,700	802,600	724,300
	コンゴ民主共和国	1,210,000	1,120,000	1,039,300	979,300	889,300
	サントメ・プリンシペ	950,000	930,000	854,700	802,600	724,300
	ザンビア	1,040,000	960,000	880,600	826,600	745,600
	シエラ・レオーネ	970,000	940,000	867,600	814,500	734,900
	ジブティ	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600
	ジンバブエ	990,000	910,000	830,100	774,700	691,600
	スーダン	1,030,000	1,000,000	929,400	877,300	799,000
	スワジランド	770,000	750,000	688,000	642,700	574,900
	セイシェル	900,000	870,000	797,700	744,600	665,000
	赤道ギニア	950,000	930,000	854,700	802,600	724,300
	セネガル	1,000,000	910,000	839,500	786,000	705,600
	象牙海岸共和国	980,000	900,000	826,500	773,900	694,900
	ソマリア	970,000	940,000	867,600	814,500	734,900
	タンザニア	1,120,000	1,030,000	952,700	895,400	809,600
	チャード	980,000	960,000	880,600	826,600	745,600
	中央アフリカ	1,050,000	1,020,000	948,900	895,400	815,000
	チュニジア	860,000	790,000	720,300	670,900	596,800
	トーゴ	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600
	ナイジェリア	1,110,000	1,030,000	955,300	901,300	820,300
	ナミビア	770,000	750,000	688,000	642,700	574,900
	ニジェール	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600
	ブルキナ・ファソ	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600
	ブルンディ	970,000	940,000	867,600	814,500	734,900
	ベナン	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600
	ボツワナ	770,000	750,000	688,000	642,700	574,900
	マダガスカル	950,000	930,000	854,700	802,600	724,300

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 625,600	円 544,600	円 482,100	円 428,100	円 392,500	円 365,500	円 338,500	円 311,400	円 284,400
654,100	573,800	508,300	454,800	416,100	389,300	362,600	335,800	309,000
452,400	384,500	339,300	294,100	271,400	248,800	226,200	203,600	181,000
573,600	495,400	438,000	385,800	354,600	328,500	302,400	276,300	250,200
654,100	573,800	508,300	454,800	416,100	389,300	362,600	335,800	309,000
679,600	599,300	531,300	477,800	436,600	409,800	383,100	356,300	329,500
535,200	459,000	405,600	354,800	326,600	301,200	275,800	250,400	225,000
698,000	614,900	545,100	489,700	447,600	419,900	392,300	364,600	336,900
665,700	587,500	520,900	468,700	428,300	402,200	376,100	350,000	323,900
649,400	569,800	504,800	451,700	413,300	386,700	360,200	333,700	307,100
504,400	436,500	386,100	340,900	313,000	290,400	267,800	245,200	222,600

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
	マラウイ	950,000	920,000	845,900	791,900	710,900
	マリ	980,000	950,000	874,200	820,700	740,300
	南アフリカ共和国	810,000	700,000	633,400	588,100	520,300
	モーリシャス	880,000	860,000	784,800	732,700	654,400
	モーリタニア	980,000	950,000	874,200	820,700	740,300
	モザンビーク	1,000,000	980,000	901,000	847,500	767,100
	モロッコ	840,000	810,000	739,700	688,900	612,800
	リビア	1,030,000	1,000,000	926,800	871,400	788,300
	リベリア	980,000	950,000	881,500	829,400	751,100
	ルワンダ	970,000	940,000	867,600	814,500	734,900
	レソト	770,000	750,000	688,000	642,700	574,900

別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 507,100	円 449,500	円 403,800	円 369,000	円 346,200	円 323,300	円 300,500	円 277,600
474,000	419,800	374,100	342,600	319,800	296,900	274,100	251,200
474,000	419,800	374,100	342,600	319,800	296,900	274,100	251,200
446,500	395,500	353,100	323,200	302,000	280,800	259,500	238,300
413,000	365,300	322,900	296,400	275,200	254,000	232,700	211,500
413,000	365,300	322,900	296,400	275,200	254,000	232,700	211,500
413,000	365,300	322,900	296,400	275,200	254,000	232,700	211,500
489,600	433,600	386,000	353,600	329,900	306,100	282,300	258,600
345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
400,200	353,100	306,000	282,500	258,900	235,400	211,900	188,300
400,200	353,100	306,000	282,500	258,900	235,400	211,900	188,300
439,400	388,200	339,800	312,700	288,500	264,300	240,000	215,800
439,400	388,200	339,800	312,700	288,500	264,300	240,000	215,800
497,500	440,500	392,100	359,200	335,000	310,800	286,500	262,300
470,800	415,400	360,000	332,300	304,600	277,000	249,300	221,600
479,600	425,200	382,800	349,600	328,400	307,200	285,900	264,700
397,300	351,500	310,800	285,300	265,000	244,700	224,400	204,100
372,700	329,400	288,700	265,600	245,300	225,000	204,700	184,400
345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
451,200	398,100	345,000	318,500	291,900	265,400	238,900	212,300
392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100

二 総領事館

地 域	所 在 地	号			
		総 領 事	1 号	2 号	3 号
アジア	カルカタ	円 780,000	円 718,600	円 650,100	円 575,600
	チェンナイ	750,000	683,900	615,400	542,500
	ムンバイ	770,000	683,900	615,400	542,500
	ウジュン・パンダン	700,000	641,900	578,200	510,200
	ジャカルタ	670,000	606,700	543,000	476,700
	スラバヤ	670,000	606,700	543,000	476,700
	メダン	670,000	606,700	543,000	476,700
	ホーチミン	770,000	707,800	636,500	560,900
	バンコック	580,000	528,100	467,100	406,200
	済州	680,000	612,000	541,400	470,800
	釜山	700,000	612,000	541,400	470,800
	広州	750,000	658,900	586,200	512,100
	上海	750,000	658,900	586,200	512,100
	瀋陽	810,000	719,900	647,200	570,200
	香港	850,000	720,100	637,000	553,900
	カラチ	760,000	676,600	612,900	543,300
	マニラ	640,000	582,700	521,700	458,200
	コタ・キナバル	610,000	556,900	495,900	433,600
	ペナン	580,000	528,100	467,100	406,200
北米	アトランタ	690,000	600,100	530,800	461,600
	アンカレッジ	760,000	690,000	610,400	530,800
	カンザス・シティ	690,000	600,100	530,800	461,600
	サン・フランシスコ	690,000	600,100	530,800	461,600
	シアトル	690,000	600,100	530,800	461,600
	シカゴ	690,000	600,100	530,800	461,600
	デトロイト	660,000	600,100	530,800	461,600
	デンヴァー	660,000	600,100	530,800	461,600
	ニュー・オルリンズ	690,000	600,100	530,800	461,600
	ニュー・ヨーク	860,000	660,100	584,000	507,800

別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 451,200	円 398,100	円 345,000	円 318,500	円 291,900	円 265,400	円 238,900	円 212,300
392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
479,600	424,100	373,800	343,500	318,300	293,200	268,000	242,800
427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
513,100	454,300	404,000	370,300	345,100	320,000	294,800	269,600
427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
455,000	402,000	351,700	323,800	298,600	273,500	248,300	223,100
536,700	475,100	422,000	386,900	360,300	333,800	307,300	280,700
427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
412,000	363,500	315,100	290,800	266,600	242,400	218,100	193,900
412,000	363,500	315,100	290,800	266,600	242,400	218,100	193,900
427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100

地 域	所 在 地	号			
		総 領 事	1 号	2 号	3 号
	ハガッニヤ	円 760,000	円 690,000	円 610,400	円 530,800
	ヒューストン	690,000	600,100	530,800	461,600
	ポートランド	660,000	600,100	530,800	461,600
	ボストン	760,000	660,100	584,000	507,800
	ホノルル	760,000	660,100	584,000	507,800
	マイアミ	660,000	600,100	530,800	461,600
	ロス・アンジェルス	690,000	600,100	530,800	461,600
	ヴァンクーヴァー	650,000	570,100	504,300	438,500
	エドモントン	630,000	570,100	504,300	438,500
	トロント	650,000	570,100	504,300	438,500
	モントリオール	630,000	570,100	504,300	438,500
中南米	クリチバ	720,000	654,000	578,600	503,100
	サン・パウロ	750,000	654,000	578,600	503,100
	ベレーン	780,000	708,600	633,200	555,100
	ポルト・アレグレ	720,000	654,000	578,600	503,100
	マナオス	810,000	743,800	668,400	588,600
	リオ・デ・ジャネイロ	750,000	654,000	578,600	503,100
	レシフェ	750,000	682,800	607,400	530,500
	リマ	850,000	779,800	700,200	616,300
欧州	ミラノ	750,000	654,000	578,600	503,100
	ジュネーヴ	730,000	660,100	584,000	507,800
	バルセロナ	720,000	630,100	557,400	484,700
	ラス・パルマス	700,000	630,100	557,400	484,700
	デュッセルドルフ	750,000	654,000	578,600	503,100
	ハンブルグ	750,000	654,000	578,600	503,100
	フランクフルト	750,000	654,000	578,600	503,100
	ミュンヘン	750,000	654,000	578,600	503,100
	ストラスブール	730,000	660,100	584,000	507,800
	パリ	730,000	660,100	584,000	507,800
	マルセイユ	730,000	660,100	584,000	507,800

別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 514,000	円 453,500	円 393,100	円 362,800	円 332,600	円 302,400	円 272,100	円 241,900
514,000	453,500	393,100	362,800	332,600	302,400	272,100	241,900
597,300	529,100	472,800	432,700	404,600	376,400	348,200	320,100
530,700	469,200	412,900	379,500	351,400	323,200	295,000	266,900
597,300	529,100	472,800	432,700	404,600	376,400	348,200	320,100
597,300	529,100	472,800	432,700	404,600	376,400	348,200	320,100
372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
353,100	311,600	270,000	249,200	228,500	207,700	186,900	166,200
516,800	458,600	414,700	378,400	356,500	334,600	312,600	290,700
474,700	419,400	366,700	337,600	311,300	285,000	258,700	232,400
538,400	477,100	427,700	391,100	366,400	341,800	317,100	292,400
443,300	391,700	342,700	315,500	291,000	266,600	242,100	217,600

地 域	所 在 地	号			
		総 領 事	1 号	2 号	3 号
	エディンバラ	円 870,000	円 786,100	円 695,400	円 604,700
	ロンドン	870,000	786,100	695,400	604,700
	ウラジオストク	960,000	856,700	772,200	681,800
	サンクト・ペテルブルグ	890,000	786,800	702,300	615,200
	ハバロフスク	940,000	856,700	772,200	681,800
	ユジノ・サハリンスク	940,000	856,700	772,200	681,800
大洋州	シドニー	650,000	570,100	504,300	438,500
	パース	630,000	570,100	504,300	438,500
	ブリスベン	650,000	570,100	504,300	438,500
	メルボルン	650,000	570,100	504,300	438,500
	オークランド	600,000	540,000	477,700	415,400
	ポート・モレスビー	780,000	721,400	655,600	582,600
中近東	ドバイ	790,000	712,900	633,900	553,600
	ジェッダ	840,000	766,600	692,500	612,500
	イスタンブル	730,000	664,900	591,500	516,700

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円	円	円	円	円	円	円	円	円
507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
544,700	463,000	408,500	354,100	326,800	299,600	272,400	245,100	217,900
507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
489,300	415,900	367,000	318,000	293,600	269,100	244,700	220,200	195,700

7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号
円	円	円	円	円	円	円	円	円
650,700	628,700	606,700	584,700	562,700	540,700	518,700	496,700	474,700

24 号	25 号	26 号	27 号
円	円	円	円
276,700	254,700	232,700	210,700

三 政府代表部

地 域	所 在 地	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
北米	ニュー・ヨーク (国際連合)	円 960,000	円 780,000	円 710,900	円 660,100	円 584,000
	モントリオール (国際民間航空機 関)	円 700,000	円 670,000	円 613,900	円 570,100	円 504,300
欧州	ウィーン (在ウィーン国際機 関)	円 920,000	円 840,000	円 762,600	円 708,100	円 626,400
	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際 機関)	円 1,010,000	円 780,000	円 710,900	円 660,100	円 584,000
	(軍縮会議)	円 860,000	円 780,000	円 710,900	円 660,100	円 584,000
	パリ (経済協力開発機 構)	円 960,000	円 780,000	円 710,900	円 660,100	円 584,000
	ブラッセル (欧州連合)	円 920,000	円 750,000	円 685,000	円 636,100	円 562,700

別表第三 研修員手当 (第二十条の二関係)

号 別	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号
手 当 額	円 782,700	円 760,700	円 738,700	円 716,700	円 694,700	円 672,700

16 号	17 号	18 号	19 号	20 号	21 号	22 号	23 号
円 452,700	円 430,700	円 408,700	円 386,700	円 364,700	円 342,700	円 320,700	円 298,700

附 則

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

理 由

在外公館として在ユジノ・サハリンスク日本国総領事館を新設し、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年三月三十一日印刷

平成十二年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局